

## 福井地方労働審議会 家内労働部会運営規程

**第1条** 福井地方労働審議会家内労働部会（以下「部会」という。）の議事運営は、厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）第156条の2、地方労働審議会令（平成13年政令第320号）及び福井地方労働審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

**第2条** 部会に属すべき委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）のうち、家内労働者を代表するもの、委託者を代表するもの及び公益を代表するものは、各3人とする。

**第3条** 部会の会議（以下単に「会議」という。）は、福井労働局長及び福井地方労働審議会議長（以下「会長」という。）の請求があったとき、部会長が必要であると認めるとき又は委員等の3分の1から請求があったときに部会長が招集する。

**第4条** 福井労働局長、会長又は委員等は、部会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

**第5条** 部会長は会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも7日前までに付議事項、日時及び場所を委員等及び会長に通知しなければならない。

**第6条** 部会長は、部会が議決を行ったときは、当該議決をその都度、会長に報告しなければならない。

**第7条** 部会の庶務は、福井労働局労働基準部賃金室において処理する。

**第8条** この規程の改廃は、部会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成14年5月31日から施行する。

## 福井地方労働審議会運営規程

第1条 福井地方労働審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）第156条の2及び地方労働審議会令（平成13年政令第320号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、福井労働局長（以下「労働局長」という。）の請求があったとき、審議会会長（以下「会長」という。）が必要であると認めるとき又は委員の3分の1以上から請求があったときに会長が召集する。

2 審議会は、前項の規定にかかわらず、その議事が諮問のみの場合にあっては、労働局長から会長あて諮問文を発出することをもって、会議の召集に代えることができる。

3 労働局長又は委員は、会長に会議の召集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

4 会長は、会議を召集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも7日前までに付議事項、日時及び場所を委員及び労働局長に通知しなければならない。

第3条 委員は、会長が必要と認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第8条第1項及び第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

第4条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第 5 条 会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

第 6 条 審議会の議事については、議事録を作成する。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第 7 条 第 2 条から第 6 条までの規定は、地方労働審議会令第 6 条に規定する部会（以下「部会」という。）及び同令第 7 条に規定する最低工賃専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」、また「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

第 8 条 会長は、審議会が議決を行ったときは、当該議決に係る答申書、建議書又は議決書をその都度労働局長に送付しなければならない。

2 審議会は、厚生労働省組織令第 156 条の 2 第 2 項第 2 号の規定により関係行政機関に建議したときは、その写しを労働局長に送付しなければならない。

第 9 条 審議会は、その定めるところにより、次の部会を置くこととする。

- 一 労働災害防止部会
- 二 家内労働部会

第 10 条 部会長が委員である部会又は最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、審議会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りではない。

2 審議会は、部会長が臨時委員である部会又は最低工賃専門部会の議決に関し、会長を除いた審議会の委員及び臨時委員が当該議決の取り扱いを会長に一任した場合、

会長の決するところをもって審議会の議決とすることができる。

第 11 条 臨時委員は、審議会令第 4 条第 4 項に規定する場合のほか、会長の任期が終了したときに解任されるものとする。ただし、再選を妨げない。

第 12 条 部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。この場合において、部会に属すべき委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、異なる数とすることができる。

第 13 条 この規程に定めるもののほか、部会及び最低工賃専門部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が当該部会及び最低工賃専門部会に諮って定める。

第 14 条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附則

この規程は、平成 13 年 10 月 24 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 11 月 24 日から施行する。

## 平成十三年政令第三百二十号

### 地方労働審議会令

内閣は、国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

(名称)

第一条 地方労働審議会(以下「審議会」という。)には、当該都道府県労働局の名を冠する。

(組織)

第二条 審議会は、委員十八人で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第三条 委員は、労働者(家内労働法(昭和四十五年法律第六十号)第二条第二項に規定する家内労働者を含む。以下同じ。)を代表する者、使用者(同条第三項に規定する委託者を含む。以下同じ。)を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が各同数を任命する。

2 臨時委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が任命する。

3 専門委員は、審議会の同意を得て、都道府県労働局長が任命する。

(平二九政一八五・一部改正)

(委員の任期等)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで、その職務を行うものとする。

4 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

5 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

6 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第五条 審議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、公益を代表する委員のうちから会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第六条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 前項の委員及び臨時委員については、労働者を代表する委員の数と関係労働者を代表する臨時委員の数の合計数及び使用者を代表する委員の数と関係使用者を代表する臨時委員の数の合計数は、同数とする。

- 4 部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。
- 5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 7 審議会は、その定めるところにより、部会(その部会長が委員であるものに限る。)の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(平二九政一八五・一部改正)

(最低工賃専門部会)

第七条 家内労働法第二十一条第一項の規定により審議会に置かれる専門部会(以下「最低工賃専門部会」という。)に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

- 2 前項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。
- 3 最低工賃専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、廃止するものとする。
- 4 前条第四項から第七項までの規定は、最低工賃専門部会について準用する。

(平二九政一八五・一部改正)

(議事)

第八条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の二以上又は労働者関係委員(労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するものをいう。)、使用者関係委員(使用者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するものをいう。))及び公益関係委員(公益を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するものをいう。))の各三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、部会及び最低工賃専門部会の議事に準用する。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、当該都道府県労働局において処理する。

(雑則)

第十条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この政令は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成二九年七月七日政令第一八五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十九年七月十一日から施行する。

平成十二年政令第二百五十二号  
厚生労働省組織令（抜粋）

（地方労働審議会）

第156条の2 都道府県労働局に、地方労働審議会を置く。

2 地方労働審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 都道府県労働局長の諮問に応じて労働基準法、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法、労働安全衛生法、作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）、職業安定法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。第四十四条、第四十五条及び第四十七条の規定に限る。）、港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）及び家内労働法の施行並びに公共職業安定所の業務に関する重要事項を調査審議すること。
- 二 前号に規定する重要事項に関し、都道府県労働局長又は関係行政機関（家内労働法の施行に関する重要事項にあっては、都道府県労働局長）に意見を述べること。
- 三 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法、地域雇用開発促進法及び家内労働法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 厚生労働大臣が指定する都道府県労働局に置かれる地方労働審議会は、前項に定めるもののほか、関係都道府県労働局長の諮問に応じて同項第一号に掲げる重要事項のうち港湾労働法の施行に関するものであって二以上の都道府県の区域の一部をその区域とする港湾に係るものについて調査審議し、かつ、関係都道府県労働局長又は関係行政機関に意見を述べることができる。

4 前二項に定めるもののほか、地方労働審議会に関し必要な事項については、地方労働審議会令（平成十三年政令第三百二十号）の定めるところによる。

## 業種別家内労働従事者数（家内労働者数、補助者数）、委託者数及び代理人数

令和6年10月1日現在（単位：人）

産業分類番号 (中分類)	業種	家内労働従事者数（総数）							委託者数	代理人数
		総計	家内労働者数			補助者数				
			計	男	女	計	男	女		
E 9, 10	食料品製造業	28	19	3	16	9	3	6	3	0
E 11	繊維工業	467	464	20	444	3	1	2	59	1
E 12, 13	木材・木製品、家具・装備品製造業	4	4	1	3	0	0	0	1	0
E 14	紙・紙加工品製造業	16	16	2	14	0	0	0	5	0
E 15, G41	印刷・同関連及び出版業	77	76	3	73	1	0	1	5	0
E 19	ゴム製品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
E 20	皮革製品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
E 21	窯業・土石製品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
E 24	金属製品製造業	6	6	0	6	0	0	0	1	0
E 28	電子部品・デバイス製造業	67	67	8	59	0	0	0	7	0
E 29	電気機械器具製造業	93	90	11	79	3	1	2	11	0
E 30	情報通信機械器具製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
E 16, 22, 23, 25, 26, 27, 31	機械器具等製造業	7	7	2	5	0	0	0	3	0
E 18, 32 その他	その他の製造業	561	546	82	464	15	7	8	43	0
合 計		1,326	1,295	132	1,163	31	12	19	138	1

（資料出所：令和6年度家内労働概況調査）

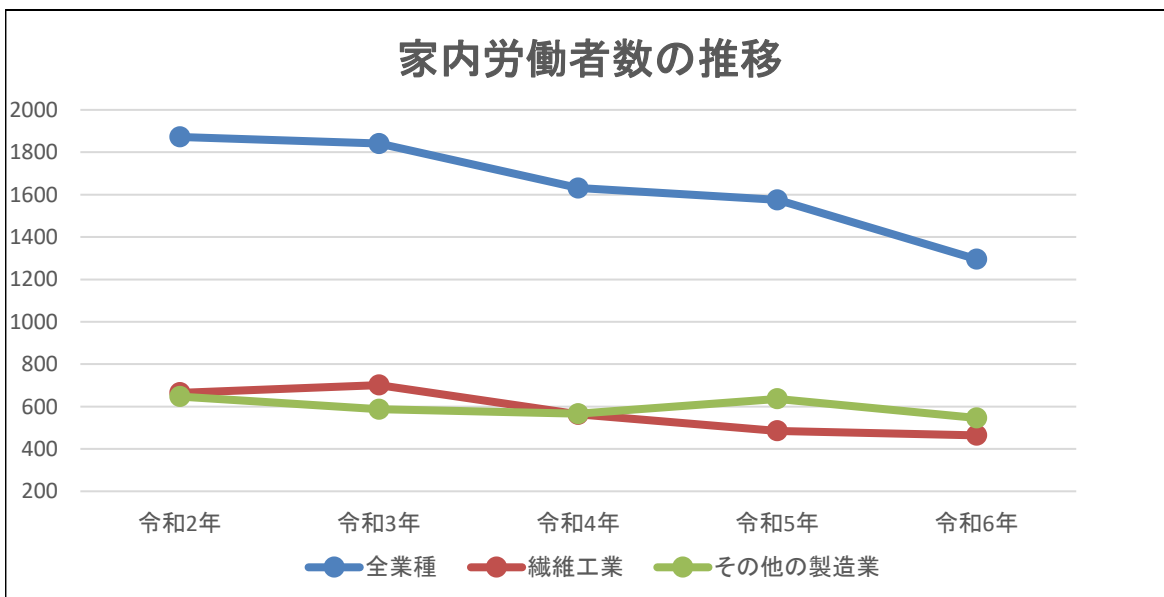
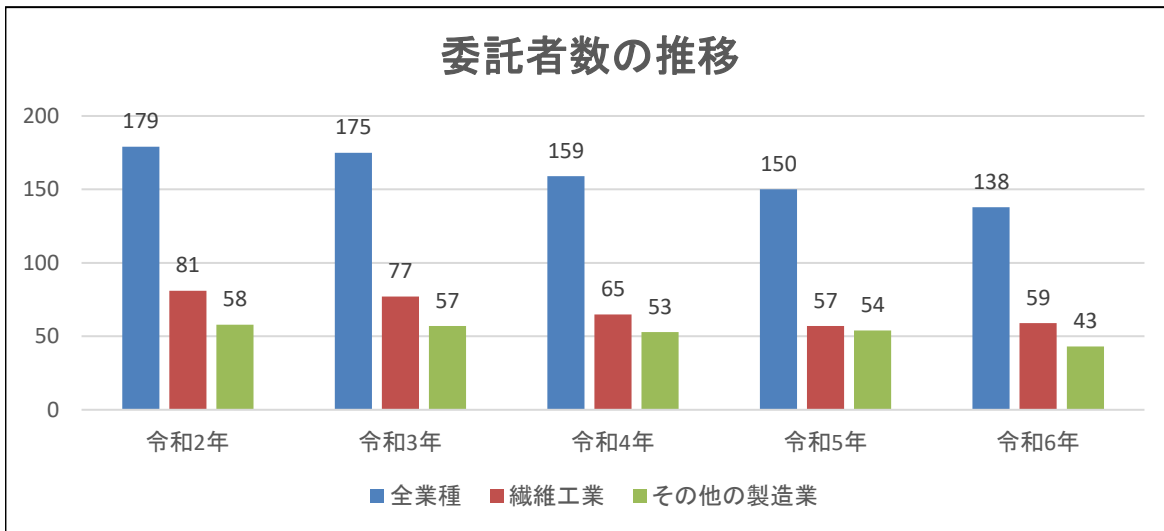


# 福井県における委託者及び家内労働者の推移

(上段:件、下段:人)

業種		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
全業種	委託者	179	175	159	150	138
	家内労働者	1,872	1,841	1,631	1,575	1,295
繊維工業 (E11)	委託者	81	77	65	57	59
	家内労働者	665	701	563	485	464
その他の製造業 (E18, 32)	委託者	58	57	53	54	43
	家内労働者	647	587	566	636	546

(資料出所:福井労働局家内労働概況調査)



# 年度別最低賃金改定状況

福井労働局

		婦人服製造業	スポーツ服製造業	下着製造業	眼鏡製造業	
昭和	62年度			改正		
	63年度	改正	改正			
平成	元年度				改正 (発効日 元. 3. 1)	
	3年度			改正		
	4年度	改正	改正		改正 (発効日 5. 3. 1)	
	6年度	改正			改正 (発効日 7. 3. 1)	
	8年度	改正	改正			
	9年度			改正	改正 (発効日 10. 3. 1)	
	11年度	改正	改正			
	12年度			改正	改正 (発効日 13. 3. 1)	
	※13年度以前は、改正があった年度のみ記載					
	14年度	改正 (発効日 15. 3. 1)			審議対象外	
	15年度	審議対象外			審議対象外	
	16年度	審議対象外			改正 (発効日 17. 1. 1)	
	17年度	改正(諮問)見送り: 次年度再検討			審議対象外	
	18年度	改正(諮問)見送り: 諮問見送りのため2年後の必要性審議実施を議決			審議対象外	
	19年度	審議対象外			改正 (発効日 20. 5. 1)	
	20年度	改正(諮問)見送り: 2回連続諮問見送りのため翌年の必要性審議実施を議決			審議対象外	
	21年度	改正 (発効日 22. 6. 1)			審議対象外	
	22年度	審議対象外			改正 (発効日 23. 5. 1)	
	23年度	審議対象外			審議対象外	
	24年度	改正(諮問)見送り: 諮問見送りのため2年後の必要性審議実施を議決			審議対象外	
	25年度	審議対象外			改正(諮問)見送り	
	26年度	改正 (発効日 27. 6. 18)			審議対象外	
	27年度	審議対象外			改正 (発効日 28. 5. 22)	
28年度	審議対象外			審議対象外		
29年度	改正(諮問)見送り: 諮問見送りのため2年後の必要性審議実施を議決			審議対象外		
30年度	審議対象外			改正 (発効日 31. 4. 30)		
令和	元年度	審議延長			審議対象外	
	2年度	改正(諮問)見送り: 諮問見送りのため翌年に必要性審議実施を議決			審議対象外	
	3年度	改正(発効日 R4. 4. 22)			審議対象外	
	4年度	審議対象外			改正 (発効日 R5. 4. 30)	
	5年度	審議対象外			審議対象外	
	6年度	審議予定			審議対象外	

第14次最低工賃新設・改正計画実施状況(衣服関連)(令和4年4月～7年3月)

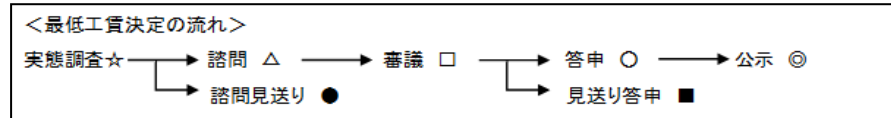
番号	局名	計画	改廃年月日	区分	件名	婦人服、スポーツ服及び下着に係る対象品目															
						婦人服							スポーツ服			下着					
						ワンピース	上衣	ブラウス	ブレザー	ジャケット	コート	スカート	スラックス	ズボン	その他	トレーニングシャツ	トレーニングパンツ	スリッパ	スリーマー	ショーツ	ブラジャー
1	11 埼玉	令和4年度	令和5年5月5日	改正	縫製																
2	34 広島	令和4年度	令和5年8月12日	改正	既製縫製																
3	36 徳島	令和4年度	平成19年4月30日	改正なし	縫製													○		○	
4	47 沖縄	令和4年度	令和5年4月28日	改正	縫製	○		○						○	○						
5	04 宮城	令和5年度	平成29年5月4日	改正なし	男子服・婦人服	○			○		○	○									
6	05 秋田	令和5年度	令和6年4月24日	改正	男子服・婦人服・子供服	○	○	○				○		○							
7	06 山形	令和5年度	令和6年5月1日	改正	男子・婦人既製服	○			○		○	○									
8	08 茨城	令和5年度	平成17年4月1日	改正なし	婦人・子供既製服	○	○					○		○							
9	10 群馬	令和5年度	平成18年5月6日	改正なし	婦人服																
10	13 東京	令和5年度	令和6年8月31日	改正	婦人既製洋服	○					○	○	○	○							
11	19 山梨	令和5年度	令和6年4月17日	改正	婦人服	○	○	○				○	○	○						M丸首無地セーター	
12	21 岐阜	令和5年度	平成7年3月31日	改正なし	婦人服	○	○					○									
13	25 滋賀	令和5年度	平成9年9月26日	改正なし	下着・補整着																○ ○ ○ ○
14	40 福岡	令和5年度	平成27年4月17日	改正なし	婦人服	○	○					○	○	○							
15	44 大分	令和5年度	平成13年9月6日	改正なし	衣服	○	○					○									
16	02 青森	令和6年度	令和4年4月1日		男子既製服・婦人既製服	○			○		○	○	○								
17	03 岩手	令和6年度	令和4年6月1日		既製洋服	○			○	○	○	○	○								
18	09 栃木	令和6年度	令和4年4月21日		男子既製洋服、婦人・子供既製洋服																婦人既製洋服
19	12 千葉	令和6年度	平成21年5月27日		婦人既製洋服	○	○					○	○	○							
20	15 新潟	令和6年度	平成12年4月6日		男子・婦人既製洋服	○		○		○	○	○	○								
21	18 福井	令和6年度	令和4年4月22日		衣服								○	○		○	○	○	○		
22	20 長野	令和6年度	平成14年3月31日		外衣・シャツ	○	○					○		○						婦人既製洋服全般	
23	31 鳥取	令和6年度	平成27年5月21日		男子・婦人既製洋服	○		○				○									
24	32 島根	令和6年度	平成15年6月25日		外衣・シャツ			○					○	○			上衣	ズボン			
25	41 佐賀	令和6年度	令和4年4月24日		婦人既製服																婦人既製洋服
26	42 長崎	令和6年度	平成13年4月1日		婦人既製洋服		○	○					○	○							
45	宮崎	令和4年度	令和4年4月17日限り廃止	廃止	婦人既製洋服																

(出所：各都道府県労働局ホームページ調)

第14次最低工賃新設・改正計画(令和4年4月～7年3月)

(令和6年10月末現在)

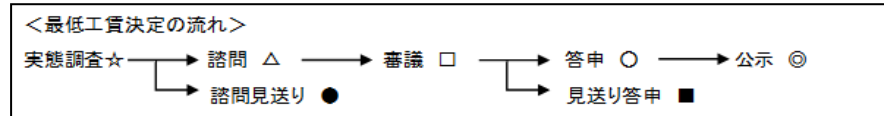
局名	令和3年度(参考)※第13次計画より		令和4年度		令和5年度		令和6年度		最低工賃指数 <small>(2022.4.1見込み件数)</small>
	件名	件数	件名	件数	件名	件数	件名	件数	
18 福井	眼鏡[R3.12.13] 諮問見送り	1	眼鏡(改正) 効力発生日R5.4.30	1			(実態調査実施) 衣服(改正) →	1	2



第15次最低工賃新設・改正計画(案)(令和7年4月～10年3月)

(令和6年12月6日現在)

局名	令和6年度(参考)※第14次計画より		令和7年度		令和8年度		令和9年度		最低工賃俵数
	件名	件数	件名	件数	件名	件数	件名	件数	
18 福井	衣服(改正)	1	眼鏡(改正)	1	衣服(改正)	1	眼鏡(改正)	1	2



福井県衣服製造業最低工賃改定状況

- 適用する家内労働者  
福井県の区域内で婦人服製造業、スボ・ツ服製造業又は下着製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 適用する委託者  
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

業種	品目	工程	単位	S62年度 下着製造業	S63年度 婦人服製造業、ス ボーツ製造業	H3年度 下着製造業	H4年度 婦人服製造業、ス ボーツ製造業	H6年度 婦人服製造業、ス ボーツ製造業、ス ボーツ製造業	H8年度 婦人服製造業、ス ボーツ製造業	H9年度 下着製造業 (9.3.1)	H11年度 婦人服製造業、ス ボーツ製造業 (11.3.1)	H12年度 下着製造業	H14年度 婦人服製造業、ス ボーツ製造業、ス ボーツ製造業 (15.3.1)	H21年度 婦人服製造業、ス ボーツ製造業、ス ボーツ製造業 (22.6.1)	H26年度 婦人服製造業、ス ボーツ製造業、ス ボーツ製造業 (27.6.15)	R3年度 婦人服製造業、ス ボーツ製造業、ス ボーツ製造業 (R4.2.2)		
婦人服製造業	（スカート又はストラックス）	ボタン付け	個		5円													
		ボタン付け（4つ穴で根巻きに限る）	個				6円	7円	9円									
		ボタン付け（根巻きに限る）	個									10円						
		ボタン付け（根巻き以外のもの）	個											10円	11円	11円	14円	
		糸ループ付け（糸ループの長さが5cmのものに限る）	ヶ所		7円												11円	
		糸ループ付け（手編みに限る）	枚					15円	17円	18円		19円			19円	20円	21円	25円
		かぎホック付け（R3年度から鍵ホック付けと漢字）	組		13円			20円		23円		25円			25円	28円	29円	34円
		スナップ付け	組		10円			15円				20円			20円	21円	22円	26円
		糸切り	枚		10円			15円	16円	16円		16円						
		糸くず取り	枚												16円	17円	18円	22円
		しつけ	ヶ所						5円	7円								
		×印しつけ止め	ヶ所												5円	6円	6円	7円
		肩パット付け（婦人服）	着			10円		15円	16円	17円								
		肩パット付け（ブラウス又はワンピース）	着									18円						
		ボタン付け（ブラウス又はワンピースの根巻きに限る）	個									10円						
スポーツ服製造業	トレーニングシャツ	ネーム付け	枚		5円													
		オープンファスナー付け（ステッチ入れを含む）	枚		51円		65円	67円	70円									
		オープンファスナー付け	枚									74円			78円	80円	96円	
		止めファスナー付けステッチ入れ、前立て付けを含む）	枚		36円		40円	42円	45円									
		ポケット作り（片玉プッチポケット（ファスナー付けは含まない）に限る）	個		32円													
		そで口付け（そで口ゴム地縫いを含む）	人分		9円													
		ポケット飾り縫い	個															
		糸切り	枚		8円													
		糸くず取り	枚									11円						
		ファスナー付け（長さ20cm以下の1回縫いに限る）	枚		32円													
		ファスナー付け（長さ20cm以下に限る）	枚					40円	41円	43円								
		ファスナー付け	枚									46円			46円	48円	50円	60円
		ポケット作り（貼付けポケット（ポケット折を含む）に限る）	個		23円			25円										
		足掛けゴム付け（Z型に縫うものに限る）	人分		9円													
		足掛けゴム付け	枚					10円	11円									
	ネーム付け	枚		5円														
	糸切り	枚		9円							9円							
	糸くず取り	枚												10円	11円	11円	13円	
	糸くず取り（糸切り）（腰まわり部分に限る）	枚																
	腰ひも通し（糸切りを含む）	個																
	腰ひも通し	個												5円				
	腰ひも通し（両端結びを含む）	枚												7円	7円	9円		
	下着製造業	スリッパ	カットワーク（1ヶ所で糸切りを含む）	枚	12円													
			カットワーク（上下2ヶ所以上カットワークするもの）	枚			14円		15円		16円		17円	18円	20円	21円	25円	
			カットワーク（上下2ヶ所以上カットワークするもので、カットワークの長さが280cm以上のもの）	枚								20円		21円	22円			
糸くず取り（レース付きでないもの）			枚	5円														
糸くず取り			枚			9円		10円										
スリーマー		糸切り（18ヶ所以上21ヶ所以下のもの）*2	枚								11円							
		糸切り（22ヶ所以上のもの）*2	枚							12円								
		糸くず取り（18ヶ所以上のもの）*2	枚										12円	12円	13円	13円	16円	
		糸くず取り（ノースリーブでレース付きでないもの）	枚	3円														
		糸くず取り	枚			6円		7円				7円						
ショーツ	糸切り（10ヶ所以上13ヶ所以下のもの）*2	枚								8円								
	糸切り（14ヶ所以上のもの）*2	枚																
	糸くず取り（11ヶ所以上のもの）*2	枚										8円	8円	9円	9円	11円		
	糸くず取り（ブレンなものを除く）	枚			5円		6円											
	糸切り（8ヶ所以上11ヶ所以下のもの）*2	枚								6円								
糸切り（12ヶ所以上のもの）*2	枚								7円									
糸くず取り（9ヶ所以上のもの）*2	枚										7円	7円	8円	8円	10円			

\* 1 : 8年以前はスカートのみ  
\* 2 : 1平方cmに糸が複数ある場合も1ヶ所と数える

空欄は、当該工賃の定めがないことを示す。  
発効年により整理している。

## 福井県衣服製造業最低工賃の改正の推移及び引上率（平成11年度以降）

業種	品目	工程	単位	平成11年度婦人服製造業・スポーツ服製造業		平成12年度下着製造業		平成14年度（H15.3.1）		平成21年度（H22.6.1）		平成26年度（H27.6.18）		令和3年度（R4.4.22）		令和6年度		
				工賃単価	引上率（％）	工賃単価	引上率（％）	工賃単価	引上率（％）	工賃単価	引上率（％）	工賃単価	引上率（％）	工賃単価	引上率（％）	工賃単価	引上率（％）	
婦人服製造業	スカート （又は） スラックス	ボタン付け（根巻きに限る）【平成11年より規格変更】	個	10円（新設）				10円	0.0	11円	10.0	11円	0.0	14円	27.3			
		ボタン付け（根巻き以外のもの）（R3新設工程）													11円	-		
		糸ループ付け（手編みに限る）	枚	19円	5.5			19円	0.0	20円	5.3	21円	5.0	25円	19.1			
		かぎホック付け	組	25円	8.7			25円	0.0	28円	12.0	29円	3.6	34円	17.2			
		スナップ付け	組	20円	33.3			20円	0.0	21円	5.0	22円	4.5	26円	18.2			
		糸くず取り（糸切り）	枚	16円	0.0			16円	0.0	17円	6.3	18円	5.9	22円	22.2			
		×印しつけ止め【平成15年より新設】	着					5円	-	6円	20.0	6円	0.0	7円	16.7			
スポーツ服製造業	トレーニング シャツ	オープンファスナー付け 【平成22年より「ステッチ入れを含む」が追加される】	枚	74円	5.7			74円	0.0	78円	5.4	80円	2.6	96円	20.0			
		糸くず取り（糸切り）	枚	11円	10.0			12円	9.1	13円	8.3	13円	0	16円	23.1			
	トレーニング パンツ	ファスナー付け	枚	46円	7.0			46円	0.0	48円	4.3	50円	4.2	60円	20.0			
		糸くず取り（糸切り）	枚	9円	0.0			10円	11.1	11円	10.0	11円	0	13円	18.2			
		腰ひも通し【平成22年より規格変更】	個	4円（新設）	0.0			5円	25.0	7円	40.0	7円	0	9円	28.6			
下着製造業	スリッパ	カットワーク（上下2ヶ所以上カットワークするもの）	枚	16円 （改定なし）	0.0	17円	6.3	18円	5.9	20円	11.1	21円	5.0	25円	19.1			
		糸くず取り（18ヶ所以上のもの）*1 【平成12年より規格変更】	枚			12円		12円	0.0	13円	8.3	13円	0.0	16円	23.1			
	スリーマ	糸くず取り（11ヶ所以上のもの）*1 【平成12年より規格変更】	枚			8円		8円	0.0	9円	12.5	9円	0.0	11円	22.2			
	ショーツ	糸くず取り（9ヶ所以上のもの）*1 【平成12年より規格変更】	枚			7円		7円	0.0	8円	14.3	8円	0.0	10円	25.0			
<b>福井県最低賃金（時間額）</b>				<b>632円</b>	<b>4.8</b>	<b>637円</b>	<b>3.4</b>	<b>642円</b>	<b>0.8</b>	<b>683円</b>	<b>6.4</b>	<b>732円</b>	<b>7.2</b>	<b>858円</b>	<b>17.2</b>	<b>984円</b>	<b>14.7</b>	

\*1：1平方cmに糸が複数ある場合も1ヶ所と数える

一覧表欄の は改定がないもの。

一覧表欄の斜線は上記工程の設定自体がないもの。

福井県眼鏡製造業最低工賃の改正の推移及び引上率(平成9年度以降)

年 度	平成9年度		平成12年度		平成16年度		平成20年度		※注1	平成22年度		平成25年度	平成27年度		平成30年度		令和4年度			
発効年月日	10. 3. 1		13. 3. 1		17. 1. 1		20. 5. 1			23. 5. 1		—	28. 5. 22		31. 4. 30		R5.4.30			
適用委託者(所)	225		94		51		45			24/48		22/53	21/50		13/40		14/34			
適用家内労働者(人)	1,352		614		432		280			※注2 集計なく不明		170/261	117/276		96/248		76/222			
工程・部品	1カ所につき単価(円)	※注3 引上率 (%)	1カ所につき単価(円)	引上率 (%)	1カ所につき単価(円)	引上率 (%)	1カ所につき単価(円)	引上率 (%)	平成22年度以降追加された工程	1カ所につき単価(円)	引上率 (%)		1カ所につき単価(円)	引上率 (%)	1カ所につき単価(円)	引上率 (%)	1カ所につき単価(円)	引上率 (%)		
	座金の組込作業を含むものに限る																			
ねじ込み(金枠)		3	20.0	3	0.0	3	0.0	3	0.0	ねじ込み 金枠 (洋白を 除く)	丁番	3.5	—	改正なし	5	42.9	5	0.0	5.5	10.0
											丁番を 除く	3	—		4	33.3	4	0.0	4.5	12.5
ろう 付け (洋白)	ブリッジ(山)とリム	11	10.0	12	9.1	13	8.3	13	0.0			13	0.0	14	7.7	15	7.1	16	6.7	
	ブレースバー(わたり)とリム	9	8.0	9	0.0	9	0.0	10	11.1		10	0.0	12	20.0	14	16.7	15	7.1		
	ち(智)とリム	10	9.1	10	0.0	10	0.0	11	10.0		11	0.0	12	9.1	13	8.3	14	7.7		
	よろいち(よろい智)とリム	12	6.7	12	0.0	13	8.3	13	0.0		13	0.0	14	7.7	15	7.1	16	6.7		
	パッド足とリム	6	10.7	7	16.7	8	14.3	10	25.0		10	0.0	12	20.0	13	8.3	13.5	3.8		
	丁番とテンプル	8	6.7	9	12.5	9	0.0	10	11.1		10	0.0	12	20.0	13	8.3	14	7.7		
ろう付け(チタン)										ろう付け (チタン)			20	—	20	0.0	20	0.0		
粗磨きの業務 (自動機械によるものを除く)										粗磨き チタンのテンプル	(1本) 6	—	(1本) 9	50.0	10	11.1	11	10.0		
福井県最低賃金(時間額)		616	6.8	637	3.4	643	0.9	670	4.2		684	2.1	(701) (2.5)	754	10.2	803	6.5	888	10.6	

※注 1 工賃実態調査における委託者数。最低工賃の適用所数/眼鏡委託者の全所数

2 工賃実態調査における家内労働者数。最低工賃の適用人数/眼鏡家内労働者の全人数

3 引上率は前回の改正年度と比較した場合の上昇割合



# 福井県衣服製造業最低工賃改正のお知らせ

効力発生の日 **令和4年4月22日**



- I** 適用される家内労働者、及び委託者の範囲  
 福井県の区域内で婦人服製造業、スポーツ服製造業又は下着製造業に係る業務に従事する家内労働者及びこれらの業務を委託する委託者
- II** 最低工賃額 次に掲げる品目及び工程区分に応じ金額欄に掲げる金額

1 婦人服製造業			
品目	工程	規格	金額
スカート 又は スラックス	糸くず取り		1枚につき 22円
	かぎホック付け		1組につき 34円
	糸ループ付け	手編みに限る	1枚につき 25円
	スナップ付け		1組につき 26円
	ボタン付け	根巻きに限る	1個につき 14円
		根巻き以外のもの	1個につき 11円
×印しつけ止め		1か所につき 7円	

2 スポーツ服製造業			
品目	工程	規格	金額
トレーニング シャツ	糸くず取り		1枚につき 16円
	オープンファスナー 付け	ステッチ入れを含む	1枚につき 96円
トレーニング パンツ	糸くず取り		1枚につき 13円
	腰ひも通し	両端結びを含む	1枚につき 9円
	ファスナー付け		1枚につき 60円

3 下着製造業			
品目	工程	規格	金額
スリッパ	カットワーク	上下2か所以上カットワークするもの	1枚につき 25円
	糸くず取り	18か所以上のもの (1cm四方内に糸が複数ある場合も1か所と数える。)	1枚につき 16円
スリーマー	糸くず取り	11か所以上のもの (1cm四方内に糸が複数ある場合も1か所と数える。)	1枚につき 11円
ショーツ	糸くず取り	9か所以上のもの (1cm四方内に糸が複数ある場合も1か所と数える。)	1枚につき 10円

## お問い合わせは

**福井労働局 賃金室 ☎0776(22)2691**

または

**福井労働基準監督署**

**武生労働基準監督署**

**敦賀労働基準監督署**

**大野労働基準監督署**

☎:0776(54)7722

☎:0778(23)1440

☎:0770(22)0745

☎:0779(66)3838

# 家内労働法を守りましょう！

## 1 「家内労働手帳」を家内労働者に交付して、委託の都度、記入しましょう

- 委託者が家内労働者に仕事を委託する時は、無用なトラブルが生じないように、あらかじめ工賃などの委託条件をはっきりさせておく必要があります。
- 家内労働法では、家内労働者に仕事を委託するに当たって、委託者は家内労働者に「家内労働手帳」を交付し、必要な事項を記入すべきことを定めています。

### 伝票式家内労働手帳 モデル様式

伝票式家内労働手帳  
様式第1

#### 基本委託条件の通知

平成 年 月 日

家内労働者	氏名		委託者	氏名		◎
	性別	生年月日		名称		
補助者	住所		代理人	住所		◎
	氏名			TEL		
	性別	生年月日		TEL		

基本的な委託条件等は、次のとおりですので御承諾下さい。  
なお、御承諾の場合は御承諾欄に記入して下さい。

工賃の支払方法	支払場所	イ 家内労働者宅	ロ グループリーダー宅
		ハ 委託者の営業所	ニ その他 ( )
物品の受渡し場所	支払期日	イ 毎月 日締め、( )日払い	ロ グループリーダー宅
		ハ 納品の都度払い	ニ その他 ( )
通貨以外のもの で支払う場合の方法			

注) 家内労働を始めた日から2年間保存して下さい。

### 原材料の受渡しの都度（注文伝票）

伝票式家内労働手帳  
様式第2

#### 注文伝票

平成 年 月 日

委託者

品名	数量	単価	納期	備考

工賃支払期日 平成 年 月 日 日付け「基本委託条件の通知」による。

注) 記入した日から2年間保存して下さい。

【取扱いの注意】  
1. 領票を交付するについで使用するものとし、品名欄には品名を記載する業務内容を併せて記入すること。  
なお、品名に複雑な略号又は記号がある場合には、注釈等を併行すること。  
2. 備考欄には、多量に購入し、機械、器具その他の設備又は原材料その他の物品を自らから購入させる場合、そのつど、その品名、数量及び納入日の順に記載する対象の欄に納品日及び数量を記入すること。

### 物品の受渡しの都度（受入伝票）

伝票式家内労働手帳  
様式第3

#### 受入伝票

平成 年 月 日

委託者

品名	数量	単価	金額	製品の受領日	備考

注) 記入した日から2年間保存して下さい。

【取扱いの注意】  
1. 領票の受領及び工賃を支払うついで、使用するものとし、製品のみ記入すること。  
(1) 納品のつど工賃を支払う定めがある場合には、上欄のみ記入すること。  
(2) 工賃締切日を定め、一定期間に工賃を支払う定めがある場合は、工賃を支払う旨を併記し、下欄に記入すること。

(注) 「家内労働手帳」は、法律で定める事項が記載されていれば、伝票形式など別の形式でも差し支えありません。

## 2 工賃は、原則として現金で、その全額を1か月以内に支払しましょう

- 工賃は、原則として、**現金**でその**全額**を支払わなければなりません。  
ただし、家内労働者の同意がある場合には、以下の方法によって支払うことができます。  
①郵便為替 ②銀行等の預金口座への振り込み ③郵便振替口座への振り込み又は振り替え
- 工賃は、家内労働者から製品を受け取ってから**1か月以内**に支払わなければなりません。  
毎月一定期日を工賃締切日として定めている場合は、その工賃締切日から**1か月以内**に支払わなければなりません。

## 3 「最低工賃」を守りましょう

福井県においては、「**福井県衣服製造業最低工賃**」（表面に記載）と「**福井県眼鏡製造業最低工賃**」が決められています。

これらの仕事を委託している場合には、最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。

## 4 労働基準監督署に届出ましょう

### 委託状況届

委託者は、委託する仕事の内容や家内労働者数などについて、

①委託者になったとき ②毎年、4月1日現在の状況を、4月30日までに

委託者の営業所を管轄する労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に届け出なければなりません。

### 家内労働死傷病届

委託者は、家内労働者又は補助者が、委託した業務に関して、**負傷**したり、**病気**にかかって**4日以上**休業した場合、又は死亡した場合には、遅滞なく、委託者の営業所を管轄する労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に届け出なければなりません。

# 福井県眼鏡製造業最低工賃改正のお知らせ

**効力発生の日 令和5年4月30日**

## 1 適用される家内労働者、委託者の範囲

福井県内で眼鏡製造業に係るねじ込み、ろう付け、粗磨きの業務に従事する家内労働者及びこれらの業務を委託する委託者

## 2 最低工賃額

### (1) ねじ込み（座金の組込み作業を含むものに限る）の工程

部 位	材 質	金 額
丁番	金枠 (洋白を除く)	1か所につき 5円50銭
丁番を除く		1か所につき 4円50銭

### (2) ろう付けの工程

部 位	材 質	金 額
ブリッジ（山）とリム	洋 白	1か所につき 16円00銭
ブレースバー（わたり）とリム		1か所につき 15円00銭
ち（智）とリム		1か所につき 14円00銭
よろいち（よろい智）とリム		1か所につき 16円00銭
パッド足とリム		1か所につき 13円50銭
丁番とテンプル		1か所につき 14円00銭
	チタン	1か所につき 20円00銭

### (3) 粗磨き（自動機械によるものを除く）の工程

部 位	材 質	金 額
テンプル	チタン	1本につき 11円00銭

#### 最低工賃制度とは？

最低工賃制度とは、家内労働法に基づき、委託者は、最低工賃の適用を受ける家内労働者に対し、その最低工賃額以上の工賃を支払わなければならないとする制度です。

#### お問い合わせは

福井労働局 賃金室 ☎0776(22)2691

または

福井労働基準監督署

☎0776(54)7722

敦賀労働基準監督署

☎0770(22)0745

武生労働基準監督署

☎0778(23)1440

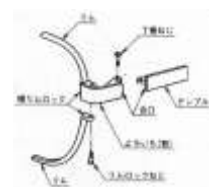
大野労働基準監督署

☎0779(66)3838

金枠（かなわく）の図



よろい智（ち）の図



# 家内労働法を守りましょう！

## 1 「家内労働手帳」を家内労働者に交付して、委託の都度、記入しましょう

- 委託者が家内労働者に仕事を委託する時は、無用なトラブルが生じないように、あらかじめ工賃などの委託条件をはっきりさせておく必要があります。
- 家内労働法では、家内労働者に仕事を委託するに当たって、委託者は家内労働者に「家内労働手帳」を交付し、必要な事項を記入すべきことを定めています。

伝票式家内労働手帳 モデル様式

原材料の受渡しの都度（注文伝票）

物品の受渡しの都度（受入伝票）

(注)「家内労働手帳」は、法律で定める事項が記載されていれば、伝票形式など別の形式でも差し支えありません。

## 2 工賃は、原則として現金で、その全額を1か月以内に支払いましょう

- 工賃は、原則として、**現金**でその**全額**を支払わなければなりません。  
ただし、家内労働者の同意がある場合には、以下の方法によって支払うことができます。  
①郵便為替 ②銀行等の預金口座への振り込み ③郵便振替口座への振り込み又は振り替え
- 工賃は、家内労働者から製品を受け取ってから**1か月以内**に支払わなければなりません。  
毎月一定期日を工賃締切日として定めている場合は、その工賃締切日から**1か月以内**に支払わなければなりません。

## 3 「最低工賃」を守りましょう

福井県においては、「福井県眼鏡製造業最低工賃」（表面に記載）と「福井県衣服製造業最低工賃」が決められています。

これらの仕事を委託している場合には、最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。

## 4 労働基準監督署に届出ましょう

### 委託状況届

委託者は、委託する仕事の内容や家内労働者数などについて、

①委託者になったとき ②毎年、4月1日現在の状況を、4月30日までに

委託者の営業所を管轄する労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に届け出なければなりません。

### 家内労働死傷病届

委託者は、家内労働者又は補助者が、委託した業務に関して、**負傷**したり、**病気**にかかって**4日**以上休業した場合、又は死亡した場合には、遅滞なく、委託者の営業所を管轄する労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に届け出なければなりません。

## 福井県最低賃金の推移

単位(円)、(%)

	時間額(円)	引上げ額(円)	引上げ率(%)	発効年月日
平成27年	732	16	2.23	27.10.1
平成28年	754	22	3.01	28.10.1
平成29年	778	24	3.18	29.10.1
平成30年	803	25	3.21	30.10.1
令和元年	829	26	3.24	01.10.4
令和2年	830	1	0.12	02.10.2
令和3年	858	28	3.37	03.10.1
令和4年	888	30	3.50	04.10.2
令和5年	931	43	4.84	05.10.1
令和6年	984	53	5.69	06.10.5

速報

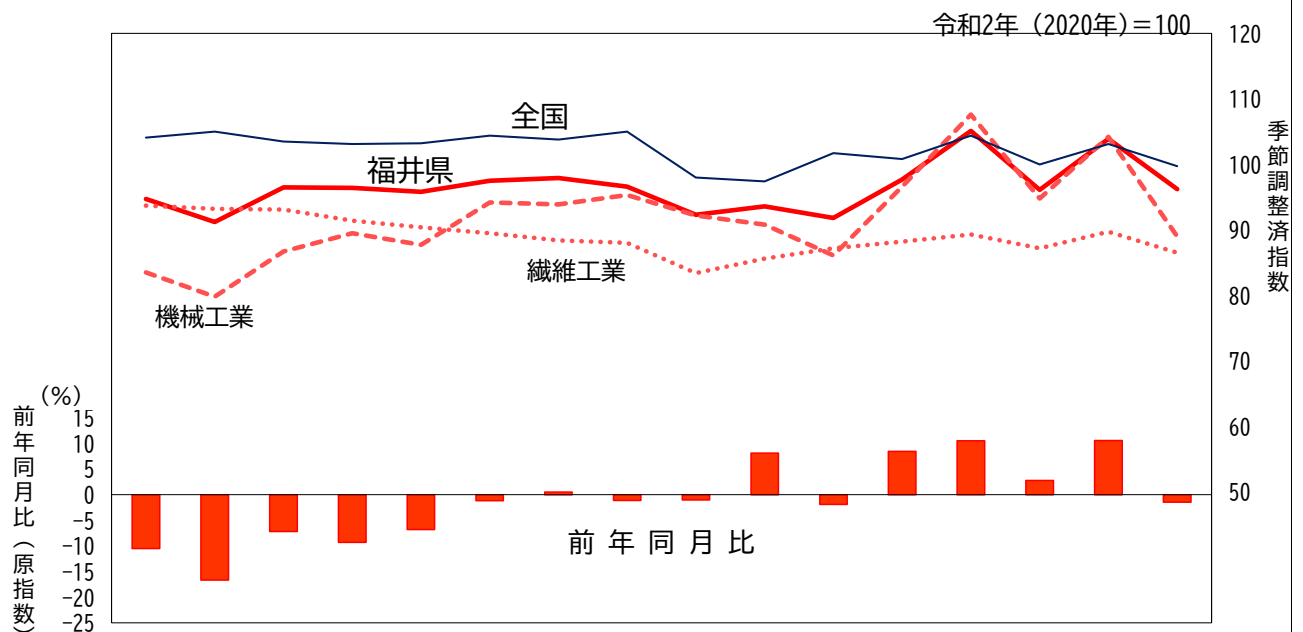
# 福井県鋳工業指数

(令和6年8月分)

生産動態統計調査概要(確報) (令和6年8月分)  
(織物生産・染色整理)

☆ 令和6年8月の生産指数は96.2で、前月比7.4%低下(前年同月比1.5%低下)となった。

## 鋳工業生産指数の動き



	5年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	6年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
福井県	94.7	91.2	96.5	96.4	95.8	97.5	97.9	96.6	92.3	93.6	91.8	97.7	105.1	96.1	103.9	96.2
機械工業	83.5	79.8	86.7	89.5	87.7	94.2	93.9	95.3	92.2	90.8	86.1	96.6	107.6	94.8	104.2	89.0
繊維工業	93.7	93.2	93.1	91.4	90.4	89.5	88.4	88.0	83.4	85.6	87.2	88.2	89.3	87.2	89.7	86.5
前年同月比	▲10.5	▲16.6	▲7.2	▲9.3	▲6.8	▲1.2	0.5	▲1.1	▲1.0	8.1	▲1.9	8.4	10.5	2.8	10.6	▲1.5
全 国	104.1	105.0	103.5	103.1	103.2	104.4	103.8	105.0	98.0	97.4	101.7	100.8	104.4	100.0	103.1	99.7

※ 機械工業 = はん用機械工業 + 生産用機械工業 + 業務用機械工業 + 電子部品・デバイス工業 + 電気機械工業 + 輸送機械工業

福井県未来創造部統計調査課

TEL: 0776-20-0272 (直通)

URL: <http://www.pref.fukui.jp/doc/toukei/>

# 目 次

## 1 鋳工業指数

1	概況 .....	1
2	業種別動向 .....	1
3	特殊分類別動向 .....	1
4	鋳工業指数の推移 .....	2
5	福井県鋳工業生産指数表（業種分類・特殊分類） .....	3
6	福井県鋳工業出荷指数表（業種分類・特殊分類） .....	4
7	福井県鋳工業在庫指数表（業種分類・特殊分類） .....	5
8	業種別鋳工業生産指数(季節調整済指数)の動き .....	6
9	在庫循環の推移 .....	7

## 2 生産動態統計調査概要

1	織物生産 .....	8
2	染色整理 .....	11

### 上記統計調査について

調 査 名	鋳工業指数 (生産・出荷・在庫)	生産動態統計調査 (織物・染色整理)
調 査 主 体	経済産業省	経済産業省
目 的	本県における鋳工業の月々の生産活動の水準と動向の変化を把握し、景気動向、産業別業状の判断等の基礎資料を提供すること。	鋳工業生産の動態を明らかにし、行政施策および経済分析の基礎資料を提供すること。
調 査 の 範 囲 (対象等)	各表に掲げる事項のとおり	各表に掲げる事項のとおり
調 査 事 項	業種分類 特殊分類 原指数 季節調整済指数	生産高 加工高 在庫高等
根 拠 法 規	福井県鋳工業指数作成要領	統計法 生産動態統計調査規則

※ この報告書は、県独自の集計によるもので、後日経済産業省の公表する数値とは若干異なる場合があります。

※ この報告書に記載された数値を他に転記するときは、必ず「福井県 統計調査課 鋳工業指数(生産動態統計調査)」による旨を明記してください。

# 鉱工業指数

— 令和6年8月の鉱工業生産動向 —

## 1 概況

令和6年8月の生産指数は前月比7.4%低下（前年同月比1.5%低下）となった。  
また、出荷指数は前月比7.6%低下（前年同月比6.1%低下）、在庫指数は前月比0.2%上昇（前年同月比12.3%低下）となった。

令和2年(2020年)=100

項目	季節調整済指数			原指数		
	6年7月	6年8月	前月比 %	5年8月	6年8月	前年同月比 %
生産指数	103.9	96.2	▲ 7.4	88.9	87.6	▲ 1.5
出荷指数	103.1	95.3	▲ 7.6	98.5	92.5	▲ 6.1
在庫指数	95.0	95.2	0.2	110.3	96.7	▲ 12.3

- ・生産指数：生産活動の状況を確認できる。景気がよくなれば上昇、景気がよくなければ低下。
- ・出荷指数：需要動向を確認できる。景気の拡大期に上昇、景気の後退期に低下。
- ・在庫指数：在庫量を確認できる。上昇すると次回生産減が予測され、低下すると次回生産増が予測される。

## 2 業種別動向(対前月比)

項目	業種数	うち主な業種（22業種のうちの14業種）														
		非鉄金属工業	金属製品工業	生産用機械工業	電子部品・デバイス工業	窯業・土石製品工業	化学工業	プラスチック製品工業	パルプ・紙・紙加工工業	繊維工業				食品工業	その他の工業	
										織物	染色整理	衣類	その他の繊維			
生産	上昇 4業種					↑ (3)	↑ (2)							↑ (1)	↑ (1)	
	低下 10業種	↓ (3)	↓	↓ (1)	↓ (2)			↓	↓	↓	↓	↓				↓
出荷	上昇 4業種					↑			↑ (3)			↑ (2)		↑ (1)		
	低下 10業種	↓ (3)	↓	↓ (2)	↓ (1)		↓	↓		↓	↓		↓			↓
在庫	上昇 5業種		X		↑ (1)			↑ (2)	↑ (2)		↑		↑ (3)			
	低下 7業種	↓	X	↓		↓	↓ (2)			↓ (3)		↓ (1)		↓		

- ・（ ）の数字は、寄与度の高い業種の順位。寄与度とは、全体的上昇または低下の増減分に対して業種ごとの増減分がどの程度であるかを示したものである。
- ・表中の「X」の業種は調査対象事業所数が1または2であり、個々の報告者の情報（数値）保護のため秘匿した箇所である。
- ・表中の上昇・低下が「-」で示されている業種は、対前月比が横ばいであったものである。

## 3 特殊分類別動向

項目		生産指数	出荷指数	在庫指数
		前月比 %	前月比 %	前月比 %
最終需要財	投資財			
	資本財	▲ 36.5	▲ 24.9	▲ 10.8
	建設財	▲ 3.5	▲ 4.4	▲ 1.8
	消費財			
	耐久消費財	0.1	1.3	43.3
	非耐久消費財	0.3	7.3	▲ 7.0
生産財		▲ 3.7	▲ 7.7	0.0

- ・資本財：主として家計以外で購入される製品で、原則として耐用年数が1年以上、購入単価が比較的高いもの。通信用電線・ケーブル、機械プレス等
- ・建設財：建築工事用の資材および衛生的陶磁器等の建築物に付随する内装・土木工用の資材。鉄骨、生コンクリート等
- ・耐久消費財：主として家計で購入される製品で、原則として耐用年数が1年以上、購入単価が比較的高いもの。眼鏡枠および部品、木製いす等
- ・非耐久消費財：主として家計で購入される製品で、原則として耐用年数が1年未満または購入単価が安いもの。そう菜、下着（ニット製）等
- ・生産財：鉱工業および他産業に原材料として投入される製品。



4 鉱工業指数の推移

<令和2年(2020年)基準>

福 井 県	生 産			出 荷			在 庫		
	指 数	前 年 期 比 前 前 月 比	前年同月比 ・ 前年同月比	指 数	前 年 期 比 前 前 月 比	前年同月比 ・ 前年同月比	指 数	前 年 期 比 前 前 月 比	前年同月比 ・ 前年同月比
		%	%		%	%		%	%
令 和 3 年	106.6	6.6	-	105.3	5.3	-	98.6	2.2	-
令 和 4 年	104.3	▲ 2.2	-	101.9	▲ 3.2	-	114.3	15.9	-
令 和 5 年	94.7	▲ 9.2	-	96.0	▲ 5.8	-	102.8	▲ 10.1	-
令和5年 4~6月期	92.9	▲ 0.3	▲ 14.6	94.8	3.0	▲ 10.7	109.8	▲ 4.2	1.4
7~9月期	96.2	3.6	▲ 7.8	99.3	4.7	▲ 0.4	106.2	▲ 3.3	▲ 7.6
10~12月期	97.3	1.1	▲ 0.6	98.4	▲ 0.9	2.2	103.8	▲ 2.3	▲ 10.1
令和6年 1~3月期	92.6	▲ 4.8	1.6	93.3	▲ 5.2	3.0	101.0	▲ 2.7	▲ 12.0
4~6月期	99.6	7.6	7.1	99.7	6.9	5.0	98.0	▲ 3.0	▲ 11.0
令和5年 5月	94.7	2.0	▲ 10.5	93.8	▲ 0.2	▲ 10.3	113.3	▲ 0.9	9.8
6月	91.2	▲ 3.7	▲ 16.6	96.5	2.9	▲ 6.4	109.8	▲ 3.1	1.4
7月	96.5	5.8	▲ 7.2	98.3	1.9	1.0	108.8	▲ 0.9	▲ 1.5
8月	96.4	▲ 0.1	▲ 9.3	99.6	1.3	▲ 1.1	108.5	▲ 0.3	▲ 3.1
9月	95.8	▲ 0.6	▲ 6.8	100.0	0.4	▲ 1.0	106.2	▲ 2.1	▲ 7.6
10月	97.5	1.8	▲ 1.2	98.8	▲ 1.2	3.3	105.9	▲ 0.3	▲ 7.3
11月	97.9	0.4	0.5	99.1	0.3	4.3	105.4	▲ 0.5	▲ 7.6
12月	96.6	▲ 1.3	▲ 1.1	97.3	▲ 1.8	▲ 0.8	103.8	▲ 1.5	▲ 10.1
令和6年 1月	92.3	▲ 4.5	▲ 1.0	92.2	▲ 5.2	1.1	103.7	▲ 0.1	▲ 9.6
2月	93.6	1.4	8.1	94.2	2.2	10.0	102.5	▲ 1.2	▲ 11.0
3月	91.8	▲ 1.9	▲ 1.9	93.6	▲ 0.6	▲ 1.7	101.0	▲ 1.5	▲ 12.0
4月	97.7	6.4	8.4	96.9	3.5	7.1	99.2	▲ 1.8	▲ 12.6
5月	105.1	7.6	10.5	105.0	8.4	11.8	98.6	▲ 0.6	▲ 13.5
6月	96.1	▲ 8.6	2.8	97.2	▲ 7.4	▲ 3.0	98.0	▲ 0.6	▲ 11.0
7月	103.9	8.1	10.6	103.1	6.1	8.9	95.0	▲ 3.1	▲ 12.5
8月	96.2	▲ 7.4	▲ 1.5	95.3	▲ 7.6	▲ 6.1	95.2	0.2	▲ 12.3

<令和2年(2020年)基準>

全 国	生 産			出 荷			在 庫		
	指 数	前 年 期 比 前 前 月 比	前年同月比 ・ 前年同月比	指 数	前 年 期 比 前 前 月 比	前年同月比 ・ 前年同月比	指 数	前 年 期 比 前 前 月 比	前年同月比 ・ 前年同月比
		%	%		%	%		%	%
令 和 3 年	105.4	5.4	-	104.4	4.4	-	98.5	6.4	-
令 和 4 年	105.3	▲ 0.1	-	103.9	▲ 0.5	-	101.2	2.7	-
令 和 5 年	103.9	▲ 1.3	-	103.2	▲ 0.7	-	100.7	▲ 0.5	-
令和5年 4~6月期	104.8	1.3	0.9	103.9	1.2	0.9	105.5	1.8	5.7
7~9月期	103.3	▲ 1.4	▲ 3.9	103.0	▲ 0.9	▲ 2.5	103.6	▲ 1.8	0.0
10~12月期	104.4	1.1	▲ 0.7	103.6	0.6	▲ 0.3	102.7	▲ 0.9	▲ 0.5
令和6年 1~3月期	99.0	▲ 5.2	▲ 4.0	97.6	▲ 5.8	▲ 4.6	102.6	▲ 0.1	▲ 1.0
4~6月期	101.7	2.7	▲ 2.9	101.0	3.5	▲ 3.0	102.6	0.0	▲ 2.7
令和5年 5月	104.1	▲ 1.0	4.1	103.5	▲ 0.3	3.8	105.5	0.6	7.2
6月	105.0	0.9	▲ 0.1	104.3	0.8	0.7	105.5	0.0	5.7
7月	103.5	▲ 1.4	▲ 2.6	102.9	▲ 1.3	▲ 2.0	105.7	0.2	5.5
8月	103.1	▲ 0.4	▲ 4.7	102.7	▲ 0.2	▲ 3.1	104.5	▲ 1.1	3.0
9月	103.2	0.1	▲ 4.5	103.3	0.6	▲ 2.4	103.6	▲ 0.9	0.0
10月	104.4	1.2	0.9	103.6	0.3	0.8	103.6	0.0	0.8
11月	103.8	▲ 0.6	▲ 1.6	102.8	▲ 0.8	▲ 1.7	103.6	0.0	0.9
12月	105.0	1.2	▲ 1.1	104.4	1.6	0.2	102.7	▲ 0.9	▲ 0.5
令和6年 1月	98.0	▲ 6.7	▲ 1.5	96.6	▲ 7.5	▲ 1.7	101.0	▲ 1.7	▲ 1.8
2月	97.4	▲ 0.6	▲ 3.9	95.9	▲ 0.7	▲ 4.7	101.6	0.6	▲ 1.7
3月	101.7	4.4	▲ 6.2	100.4	4.7	▲ 6.8	102.6	1.0	▲ 1.0
4月	100.8	▲ 0.9	▲ 1.8	100.0	▲ 0.4	▲ 1.4	102.4	▲ 0.2	▲ 2.4
5月	104.4	3.6	1.1	103.9	3.9	1.3	103.3	0.9	▲ 2.1
6月	100.0	▲ 4.2	▲ 7.9	99.0	▲ 4.7	▲ 8.1	102.6	▲ 0.7	▲ 2.7
7月	103.1	3.1	2.9	101.7	2.7	2.0	103.0	0.4	▲ 2.5
8月	99.7	▲ 3.3	▲ 4.9	97.5	▲ 4.1	▲ 6.5	102.2	▲ 0.8	▲ 2.2

※ 月、四半期別の指数および前月(期)比は、季節調整済指数(X-12-ARIMA)、年指数および前年同月(期)比は原指数。

※ 在庫の四半期別および年指数の数値は期末値。

※ 全国の数値は、「経済産業省大臣官房調査統計グループ：鉱工業(生産・出荷・在庫)指数 確報」による。

※ 福井県、全国ともに令和5年までの数値は年間補正後の数値。

## 5 福井県鉱工業 生産指数表(業種分類・特殊分類)

令和6年8月分

令和2年(2020年)=100

	ウエイト	原 指 数				季 節 調 整 済 指 数			
		5年8月	6年7月	6年8月	前年同月比 (%)	6年7月	6年8月	前月比 (%)	
業 種 分 類	鉱工業総合	10,000.0	88.9	105.8	87.6	▲ 1.5	103.9	96.2	▲ 7.4
	製造工業	9,989.9	88.9	105.8	87.6	▲ 1.5	104.0	96.2	▲ 7.5
	鉄鋼業	123.0	105.6	123.0	92.3	▲ 12.6	124.9	101.5	▲ 18.7
	非鉄金属工業	614.2	107.6	128.8	97.7	▲ 9.2	123.4	107.2	▲ 13.1
	金属製品工業	509.5	104.5	107.0	100.1	▲ 4.2	107.1	107.0	▲ 0.1
	はん用機械工業	158.3	114.7	88.4	61.7	▲ 46.2	88.4	56.6	▲ 36.0
	生産用機械工業	470.0	142.3	115.3	70.9	▲ 50.2	114.3	70.3	▲ 38.5
	業務用機械工業	23.8	X	X	X	X	X	X	X
	電子部品・デバイス工業	2,208.4	62.2	101.5	86.0	38.3	97.5	92.3	▲ 5.3
	電気機械工業	448.6	93.5	104.1	69.9	▲ 25.2	103.6	77.5	▲ 25.2
	輸送機械工業	611.6	X	X	X	X	X	X	X
	窯業・土石製品工業	455.7	66.9	80.0	68.2	1.9	75.7	76.6	1.2
	化学工業	1,120.1	64.3	100.6	68.2	6.1	80.8	81.3	0.6
	プラスチック製品工業	651.2	92.2	95.9	91.8	▲ 0.4	100.2	95.5	▲ 4.7
	パルプ・紙・紙加工品工業	349.8	91.2	89.1	79.9	▲ 12.4	85.0	84.0	▲ 1.2
	繊維工業	1,252.4	86.9	91.0	81.4	▲ 6.3	89.7	86.5	▲ 3.6
	化学繊維・紡績	37.1	113.5	98.7	98.2	▲ 13.5	98.9	102.2	3.3
	織物	428.0	94.8	105.7	93.2	▲ 1.7	103.1	101.3	▲ 1.7
	染色整理	333.5	104.9	110.1	97.9	▲ 6.7	110.2	106.8	▲ 3.1
	衣類	316.9	55.6	49.5	42.6	▲ 23.4	48.6	40.8	▲ 16.0
	その他の繊維	136.9	83.5	92.9	90.2	8.0	91.0	91.3	0.3
	食料品工業	281.0	100.6	98.3	97.6	▲ 3.0	131.1	144.1	9.9
	家具・木製品工業	86.7	65.6	X	X	X	X	X	X
	その他の工業	625.6	138.0	158.9	153.7	11.4	164.4	164.0	▲ 0.2
	鉱業	10.1	X	X	X	X	X	X	X
	特 殊 分 類	最終需要財	3,595.2	96.1	105.7	82.1	▲ 14.6	109.3	90.7
投資財		1,808.3	104.2	102.9	73.1	▲ 29.8	102.5	77.4	▲ 24.5
資本財		948.0	124.8	113.0	72.8	▲ 41.7	114.7	72.8	▲ 36.5
建設財		860.3	81.5	91.9	73.5	▲ 9.8	87.6	84.5	▲ 3.5
消費財		1,786.9	87.9	108.5	91.2	3.8	102.7	106.3	3.5
耐久消費財		695.8	132.1	151.3	145.9	10.4	155.5	155.7	0.1
非耐久消費財		1,091.1	59.7	81.1	56.3	▲ 5.7	71.4	71.6	0.3
生産財	6,404.8	84.9	105.9	90.7	6.8	101.8	98.0	▲ 3.7	

### 参 考

機械工業	3,920.7	84.8	106.8	83.4	▲ 1.7	104.2	89.0	▲ 14.6
化学工業(除.医薬品)	713.9	87.6	109.1	91.1	4.0	103.4	100.6	▲ 2.7

※「X」の業種は生産数量を調査している事業所が少ないため、指数を秘匿しています。

※ 機械工業 = 一般機械工業 (はん用機械工業 + 生産用機械工業 + 業務用機械工業) + 電子部品・デバイス工業 + 電気機械工業 + 輸送機械工業

## 6 福井県鉱工業 出荷指数表(業種分類・特殊分類)

令和6年8月分

令和2年(2020年)=100

	ウエイト	原 指 数				季 節 調 整 済 指 数			
		5年8月	6年7月	6年8月	前年同月比 (%)	6年7月	6年8月	前月比 (%)	
業 種 分 類	鉱工業総合	10,000.0	98.5	109.3	92.5	▲ 6.1	103.1	95.3	▲ 7.6
	製造工業	9,995.1	98.5	109.3	92.5	▲ 6.1	103.1	95.3	▲ 7.6
	鉄鋼業	158.3	95.1	123.4	97.9	2.9	125.9	107.5	▲ 14.6
	非鉄金属工業	821.4	109.8	131.5	100.3	▲ 8.7	124.9	110.0	▲ 11.9
	金属製品工業	391.6	92.9	105.2	91.2	▲ 1.8	103.4	100.9	▲ 2.4
	はん用機械工業	105.4	108.3	89.9	142.8	31.9	69.3	124.6	79.8
	生産用機械工業	327.2	145.8	115.7	67.3	▲ 53.8	111.7	66.3	▲ 40.6
	業務用機械工業	13.7	X	X	X	X	X	X	X
	電子部品・デバイス工業	2,558.9	106.5	110.6	99.9	▲ 6.2	98.8	87.0	▲ 11.9
	電気機械工業	561.7	87.0	106.8	76.9	▲ 11.6	106.5	88.6	▲ 16.8
	輸送機械工業	979.6	X	X	X	X	X	X	X
	窯業・土石製品工業	312.3	72.6	90.5	77.3	6.5	85.7	86.5	0.9
	化学工業	1,066.0	69.7	92.7	69.4	▲ 0.4	82.6	77.5	▲ 6.2
	プラスチック製品工業	713.0	92.9	107.3	104.3	12.3	111.4	107.3	▲ 3.7
	パルプ・紙・紙加工品工業	274.8	89.7	94.8	87.1	▲ 2.9	87.4	89.9	2.9
	織維工業	986.8	81.9	85.7	78.6	▲ 4.0	93.4	89.8	▲ 3.9
	化学織維・紡績	37.6	98.1	109.1	91.8	▲ 6.4	110.7	95.0	▲ 14.2
	織物	261.1	97.1	106.3	95.6	▲ 1.5	106.0	103.0	▲ 2.8
	染色整理	286.3	102.8	108.2	94.0	▲ 8.6	109.3	103.6	▲ 5.2
	衣類	275.2	43.2	39.3	43.2	0.0	61.5	65.5	6.5
	その他の織維	126.6	82.8	86.6	81.4	▲ 1.7	85.7	84.1	▲ 1.9
	食料品工業	182.9	122.5	120.6	119.5	▲ 2.4	122.9	135.6	10.3
	家具・木製品工業	130.4	70.4	X	X	X	X	X	X
	その他の工業	411.1	138.0	158.9	153.7	11.4	164.4	164.0	▲ 0.2
	鉱業	4.9	X	X	X	X	X	X	X
	特 殊 分 類	最終需要財	2,836.8	94.0	106.0	85.1	▲ 9.5	107.7	95.2
投資財		1,461.0	103.6	106.3	81.3	▲ 21.5	104.0	86.1	▲ 17.2
資本財		763.5	123.2	117.6	86.9	▲ 29.5	114.8	86.2	▲ 24.9
建設財		697.5	82.2	94.0	75.2	▲ 8.5	91.0	87.0	▲ 4.4
消費財		1,375.8	83.9	105.6	89.1	6.2	100.9	105.3	4.4
耐久消費財		513.7	122.7	144.8	134.7	9.8	143.1	144.9	1.3
非耐久消費財		862.1	60.7	82.2	62.0	2.1	75.0	80.5	7.3
生産財	7,163.2	100.2	110.6	95.4	▲ 4.8	103.8	95.8	▲ 7.7	

### 参 考

機械工業	4,546.5	106.8	113.0	93.9	▲ 12.1	103.7	89.8	▲ 13.4
化学工業(除.医薬品)	763.5	88.1	95.5	85.8	▲ 2.6	97.5	90.1	▲ 7.6

※「X」の業種は出荷数量を調査している事業所が少ないため、指数を秘匿しています。

※ 機械工業 = 一般機械工業 (はん用機械工業 + 生産用機械工業 + 業務用機械工業) + 電子部品・デバイス工業 + 電気機械工業 + 輸送機械工業

7 福井県鉱工業 在庫指数表(業種分類・特殊分類)

令和6年8月分

令和2年(2020年)=100

	ウエイト	原 指 数				季 節 調 整 済 指 数			
		5年8月	6年7月	6年8月	前年同月比 (%)	6年7月	6年8月	前月比 (%)	
業 種 分 類	鉱工業総合	10,000.0	110.3	98.4	96.7	▲ 12.3	95.0	95.2	0.2
	製造工業	9,974.1	110.2	98.3	96.6	▲ 12.3	94.8	95.1	0.3
	鉄鋼業	173.1	110.9	102.3	91.8	▲ 17.2	104.1	94.2	▲ 9.5
	非鉄金属工業	214.3	124.5	106.6	102.9	▲ 17.3	107.5	103.1	▲ 4.1
	金属製品工業	59.1	X	X	X	X	X	X	X
	はん用機械工業	125.2	117.8	154.8	122.6	4.1	150.1	123.2	▲ 17.9
	生産用機械工業	97.2	162.8	147.8	144.5	▲ 11.2	141.2	139.4	▲ 1.3
	業務用機械工業	—	—	—	—	—	—	—	—
	電子部品・デバイス工業	1,013.1	189.1	159.8	150.7	▲ 20.3	145.8	148.2	1.6
	電気機械工業	—	—	—	—	—	—	—	—
	輸送機械工業	112.9	X	X	X	X	X	X	X
	窯業・土石製品工業	287.1	96.7	84.7	84.6	▲ 12.5	84.2	81.4	▲ 3.3
	化学工業	3,003.5	104.7	95.9	91.9	▲ 12.2	88.1	87.7	▲ 0.5
	プラスチック製品工業	1,155.2	97.8	94.6	93.2	▲ 4.7	94.5	94.6	0.1
	パルプ・紙・紙加工品工業	600.1	101.7	99.4	97.1	▲ 4.5	95.9	96.7	0.8
	繊維工業	2,657.8	93.9	81.9	83.0	▲ 11.6	85.3	83.0	▲ 2.7
	化学繊維・紡績	414.3	92.3	78.0	76.8	▲ 16.8	77.5	75.7	▲ 2.3
	織物	392.3	150.9	129.9	124.6	▲ 17.4	125.6	123.0	▲ 2.1
	染色整理	251.4	108.5	97.3	100.4	▲ 7.5	97.9	98.0	0.1
	衣類	1,228.9	75.8	66.0	69.1	▲ 8.8	76.0	70.6	▲ 7.1
	その他の繊維	370.9	85.1	78.1	80.2	▲ 5.8	78.5	79.6	1.4
	食料品工業	29.2	108.8	108.6	108.3	▲ 0.5	107.4	107.1	▲ 0.3
	家具・木製品工業	446.3	102.7	X	X	X	X	X	X
	その他の工業	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	25.9	X	X	X	X	X	X	X
	特 殊 分 類	最終需要財	2,489.9	93.7	82.8	86.4	▲ 7.8	87.7	87.9
投資財		553.6	114.7	112.2	103.7	▲ 9.6	110.4	101.9	▲ 7.7
資本財		247.1	137.3	145.0	127.4	▲ 7.2	141.5	126.2	▲ 10.8
建設財		306.5	96.6	85.9	84.6	▲ 12.4	84.5	83.0	▲ 1.8
消費財		1,936.3	87.7	74.3	81.5	▲ 7.1	81.0	83.8	3.5
耐久消費財		482.2	87.7	60.2	89.2	1.7	63.3	90.7	43.3
非耐久消費財		1,454.1	87.6	79.0	79.0	▲ 9.8	88.5	82.3	▲ 7.0
生産財	7,510.1	115.8	103.6	100.1	▲ 13.6	97.6	97.6	0.0	

参 考

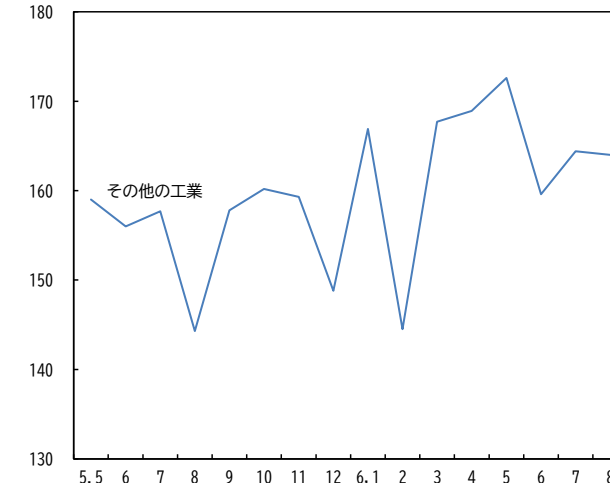
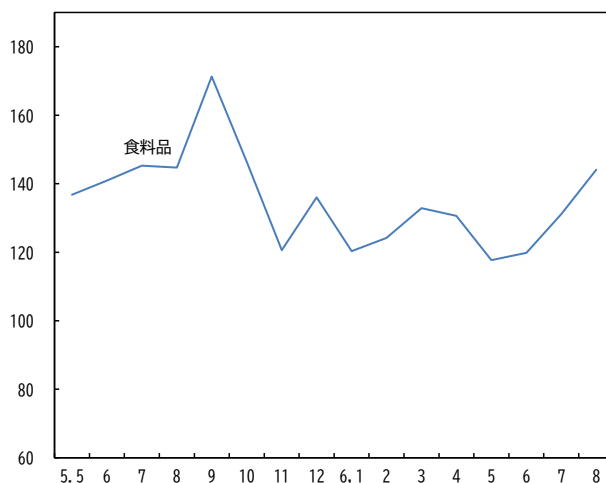
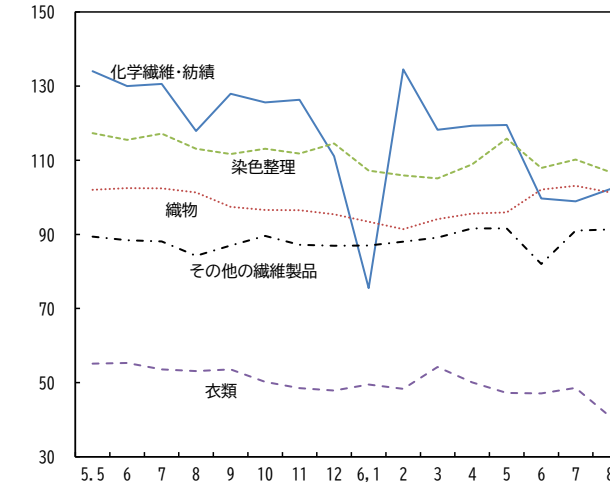
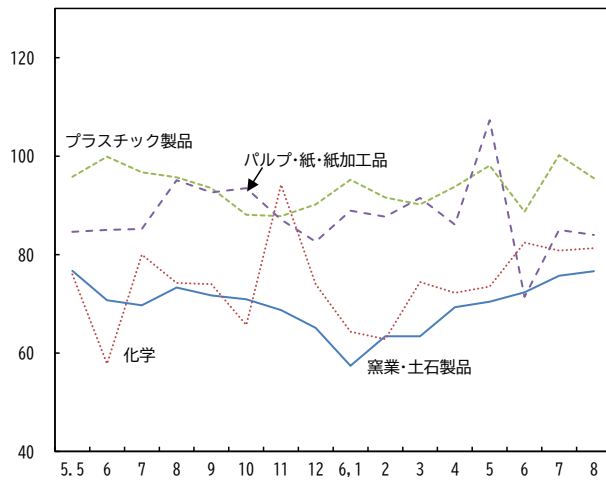
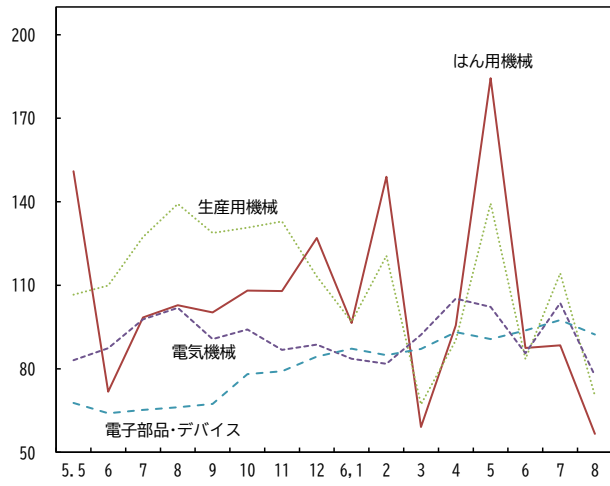
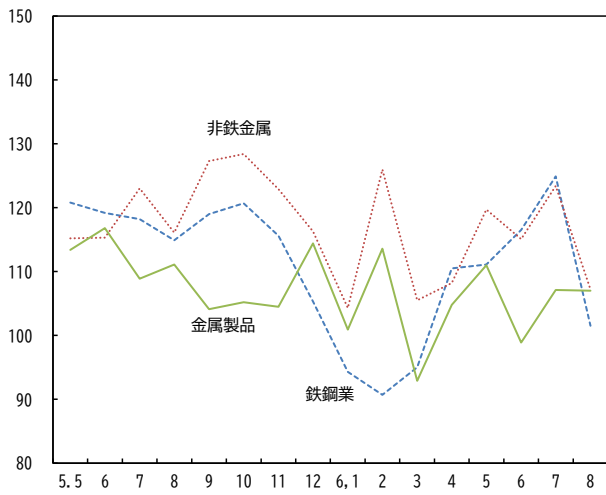
機械工業	1,348.4	173.6	155.3	142.6	▲ 17.9	142.4	140.7	▲ 1.2
化学工業(除.医薬品)	3,003.5	104.7	95.9	91.9	▲ 12.2	88.1	87.7	▲ 0.5

※「X」の業種は在庫数量を調査している事業所が少ないため、指数を秘匿しています。

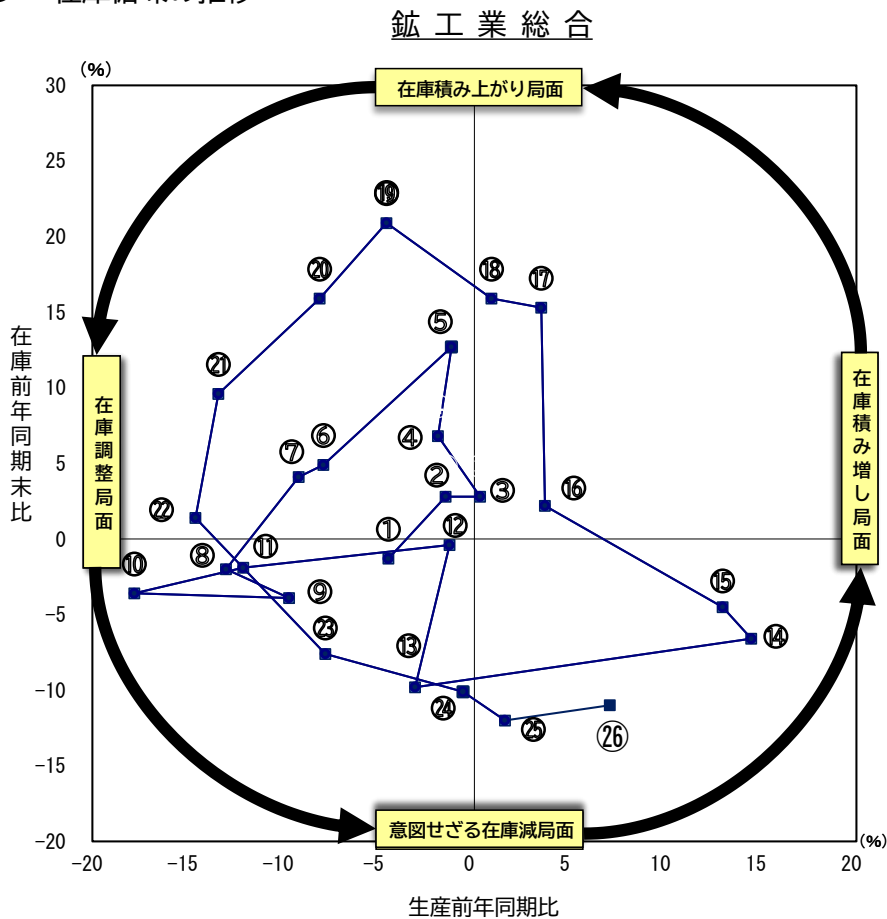
※ 機械工業 = 一般機械工業 (はん用機械工業 + 生産用機械工業 + 業務用機械工業) + 電子部品・デバイス工業 + 電気機械工業 + 輸送機械工業

# 8 業種別鉱工業生産指数(季節調整済指数)の動き

令和2年(2020年)=100

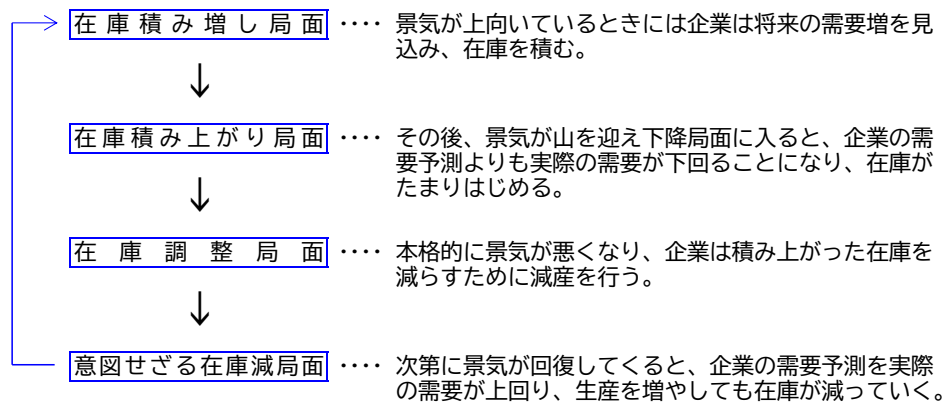


## 9 在庫循環の推移



平成30年	第1四半期	①
	第2四半期	②
	第3四半期	③
	第4四半期	④
平成31年 令和元年	第1四半期	⑤
	第2四半期	⑥
	第3四半期	⑦
	第4四半期	⑧
令和2年	第1四半期	⑨
	第2四半期	⑩
	第3四半期	⑪
	第4四半期	⑫
令和3年	第1四半期	⑬
	第2四半期	⑭
	第3四半期	⑮
	第4四半期	⑯
令和4年	第1四半期	⑰
	第2四半期	⑱
	第3四半期	⑲
	第4四半期	⑳
令和5年	第1四半期	㉑
	第2四半期	㉒
	第3四半期	㉓
	第4四半期	㉔
令和6年	第1四半期	㉕
	第2四半期	㉖
	第3四半期	
	第4四半期	

### \*\* 在庫循環 \*\*



※ この後、景気が本格的に回復すると、生産、出荷とも増加するため在庫の積み増しをはじめる。

# 福井県内経済情勢



令和 6 年 10 月

財務省北陸財務局福井財務事務所

【お問合せ先】

福井市春山1丁目1番54号

福井春山合同庁舎7階

福井財務事務所 財務課

TEL (0776)25-8232

# 福井県内経済情勢

令和6年10月  
財務省北陸財務局福井財務事務所

**県内経済は、北陸新幹線の県内開業効果が引き続きみられるなか、緩やかに回復しつつある。**

先行きについては、各種政策や北陸新幹線の県内開業効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、海外景気の下振れや、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。

(注) 6年10月判断は、前回6年7月判断以降、足下の状況までを含めた期間で判断している。

## 個人消費：北陸新幹線の県内開業効果が引き続きみられるなか、回復しつつある。

### 百貨店・スーパー販売

飲食料品等に動きがみられることから、持ち直している。

### コンビニエンスストア販売

北陸新幹線の県内開業効果がみられるほか、米飯類等に動きがみられることから、堅調となっている。

### ドラッグストア販売

飲食料品等に動きがみられるほか、新規出店効果もあり、拡大している。

### ホームセンター販売

DIY用品の動きが鈍いものの、園芸用品に動きがみられることから、全体では前年並みとなっている。

### 家電大型専門店販売

エアコン等の買い換え需要に落ち着きがみられることから、足踏みの状況にある。

### 新車販売台数

一部メーカーの生産・出荷停止の影響緩和に伴い、緩やかに持ち直しつつある。

### 主要観光地の来訪客数

北陸新幹線の県内開業効果もあって、前年を大幅に上回っている。

### 主要温泉地の宿泊客数

北陸新幹線の県内開業効果もあって、前年を上回っている。

## 設備投資：6年度は増加見込みとなっている。(法人企業景気予測調査(6年7-9月期調査))

製造業、非製造業ともに増加見込みとなっている。

## 住宅建設：弱い動きとなっている。

### 新設住宅着工戸数

弱い動きとなっている。



**公共事業：前年を下回っている。**

前払金保証請負金額

前年を下回っている。

**生産活動：持ち直しつつある。**

電子部品・デバイス

スマートフォン向けを中心に持ち直している。

繊維

衣料向けは足踏みの状況にあるものの、非衣料向けは持ち直しつつあることから、全体では緩やかに持ち直しつつある。

化学

合成樹脂等の化学製品を中心に足踏みの状況にある。

プラスチック製品

住宅資材は弱含んでいるものの、産業資材は持ち直しつつあることから、全体では緩やかに持ち直しつつある。

その他の工業（眼鏡枠及び部品）

緩やかに回復しつつある。

非鉄金属（アルミ圧延製品）

緩やかに持ち直しつつある。

**企業収益：6年度は減益見込みとなっている。**（法人企業景気予測調査（6年7-9月期調査））

製造業は減益見込み、非製造業は増益見込みとなっている。規模別では、大企業、中小企業は減益見込み、中堅企業は増益見込みとなっている。

**企業の景況感：全産業では「下降」超となっている。**（法人企業景気予測調査（6年7-9月期調査））

現状判断（6年7～9月期）は、製造業は「下降」超、非製造業は「上昇」超となっている。なお、先行きは、全産業では6年10～12月期、7年1～3月期ともに「上昇」超となる見通しとなっている。

**雇用情勢：持ち直している。**

有効求人倍率（季節調整値）

低下しているものの、高水準で推移している。

新規求人数

前年を下回っている。

新規求職者数

前年を下回っている。

雇用保険受給者実人員

前年を上回っている。

**金融機関の貸出金：前年を上回っている。**

**企業倒産：前年を上回っている。**

負債総額は前年を下回っているものの、件数は前年を上回っている。

**消費者物価（福井市、生鮮食品を除く総合）：前年を上回っている。**

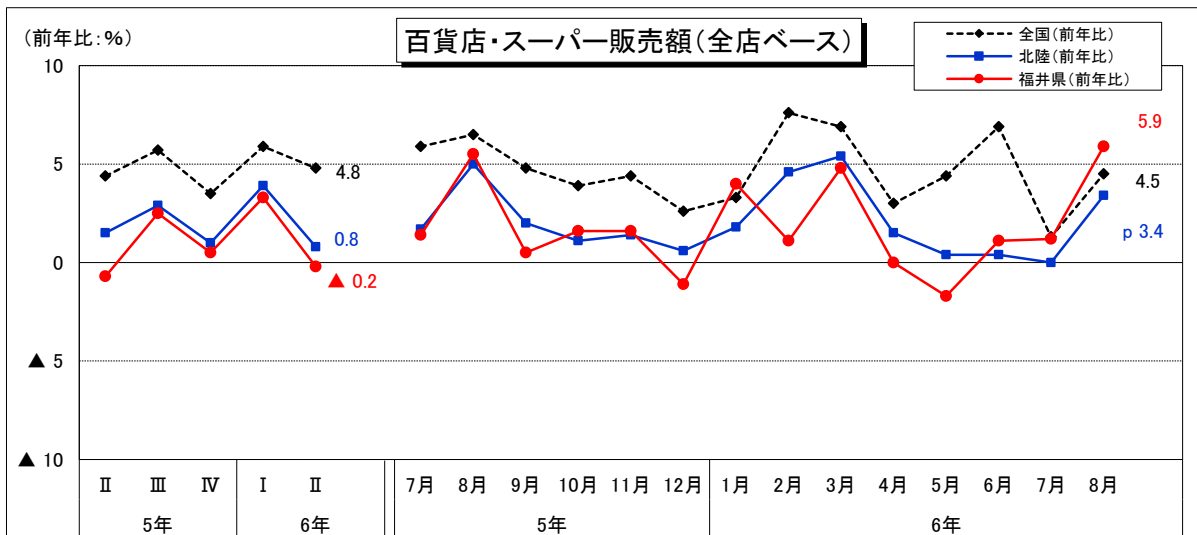
# 福井県内経済情勢(資料) (令和6年10月)

**【注記】**

1. 北陸は、福井、石川、富山の3県。
2. pは速報値。
3. 本指標は、公表数値に基づき作成していますが、公表元において公表されていない四半期等の数値については、当局で独自に集計及び調整しており、公表数値と必ずしも一致しない場合があります。また、公表数値が不定期に訂正されることもあります。したがって、指標の御利用の際には、公表元の数値を改めて御確認ください。
4. 金額等の計数及び前年比は、四捨五入で表示しています。

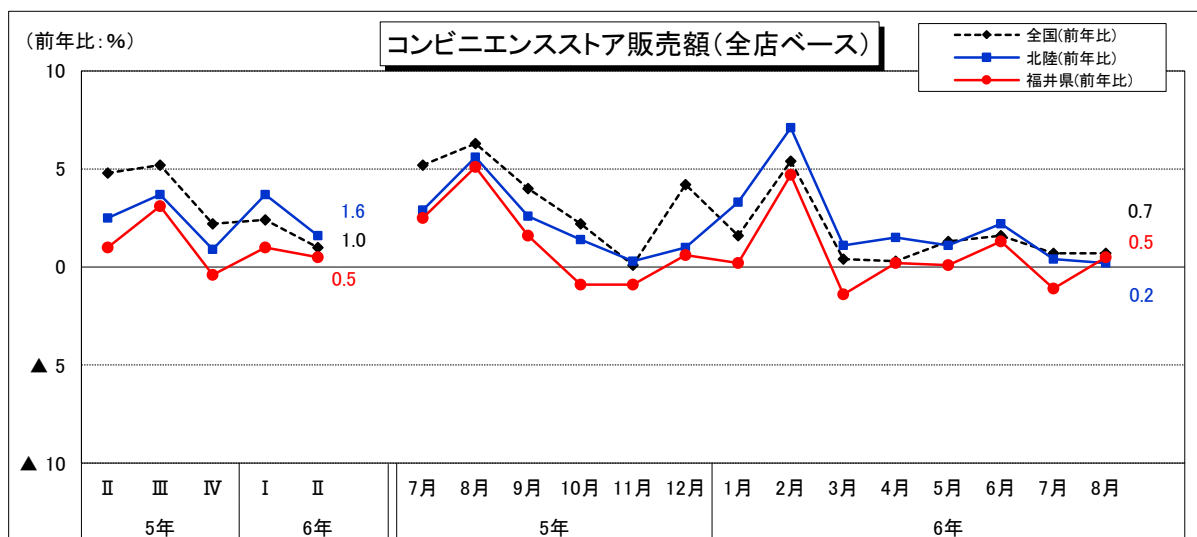
【個人消費】北陸新幹線の県内開業効果が引き続きみられるなか、回復しつつある。

[図 1]



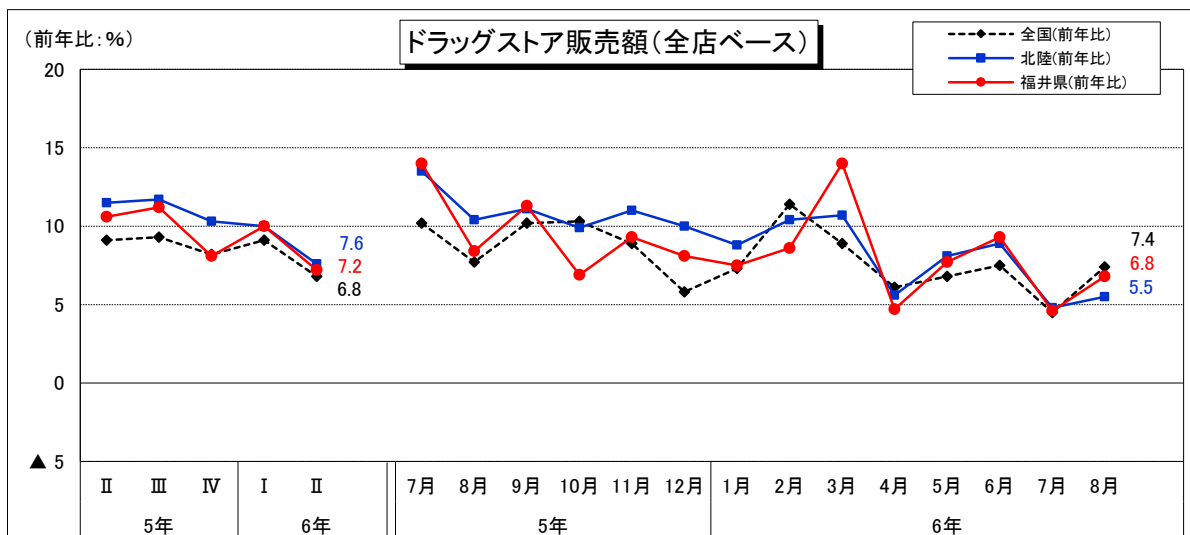
[経済産業省、中部経済産業局]

[図 2]



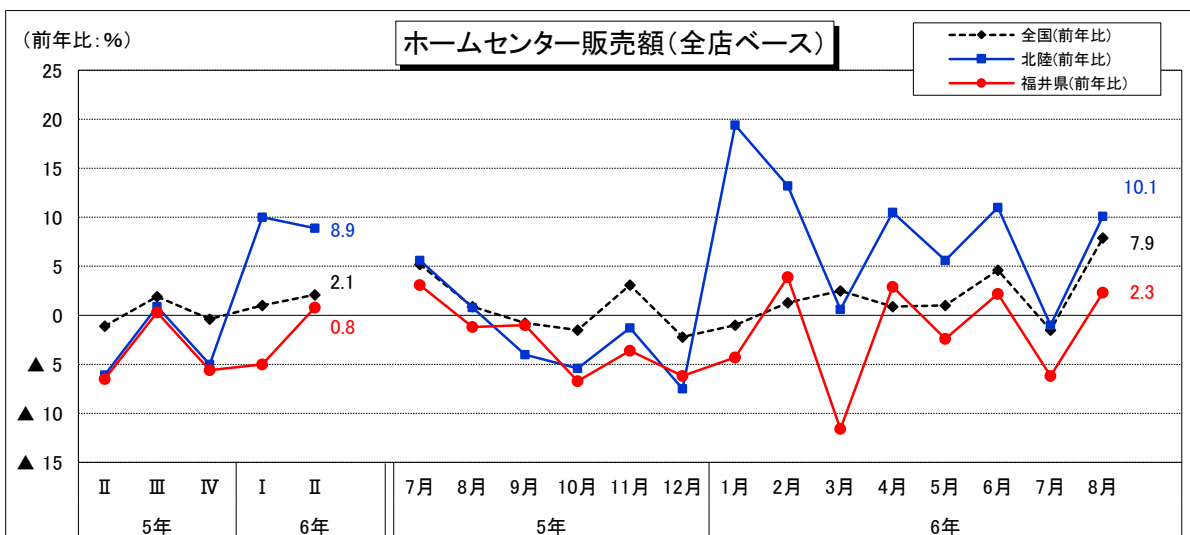
[経済産業省、北陸財務局]

[図 3]



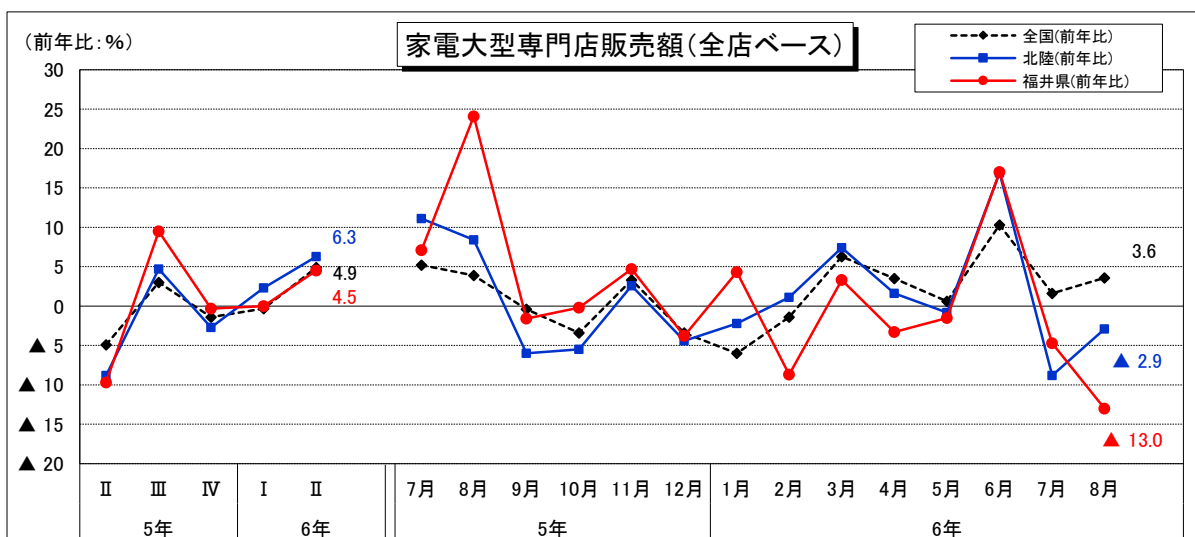
[経済産業省、北陸財務局]

[図 4]



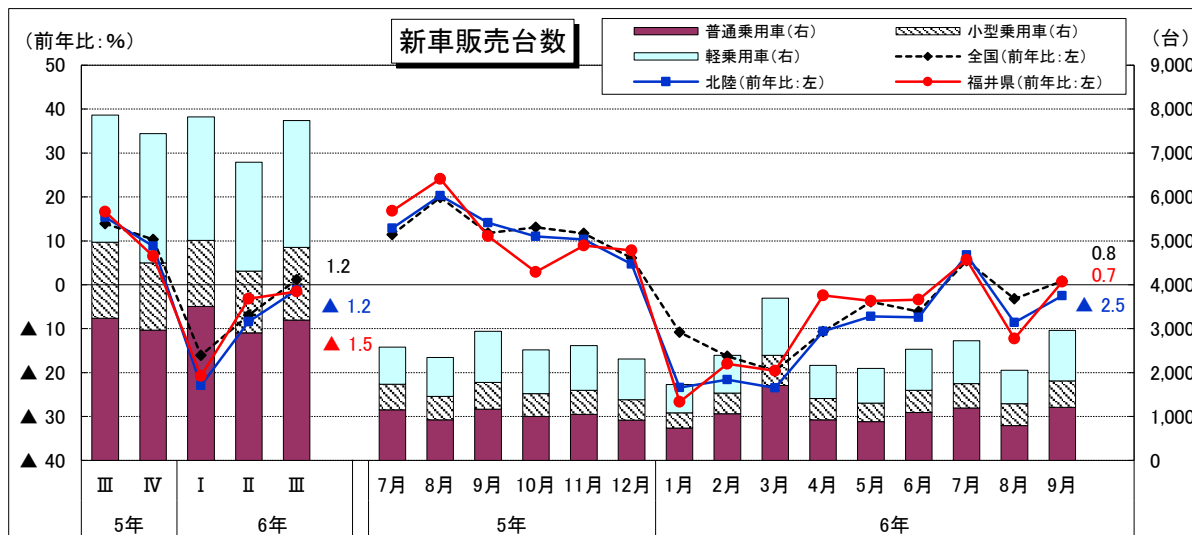
[経済産業省、北陸財務局]

[図 5]



[経済産業省、北陸財務局]

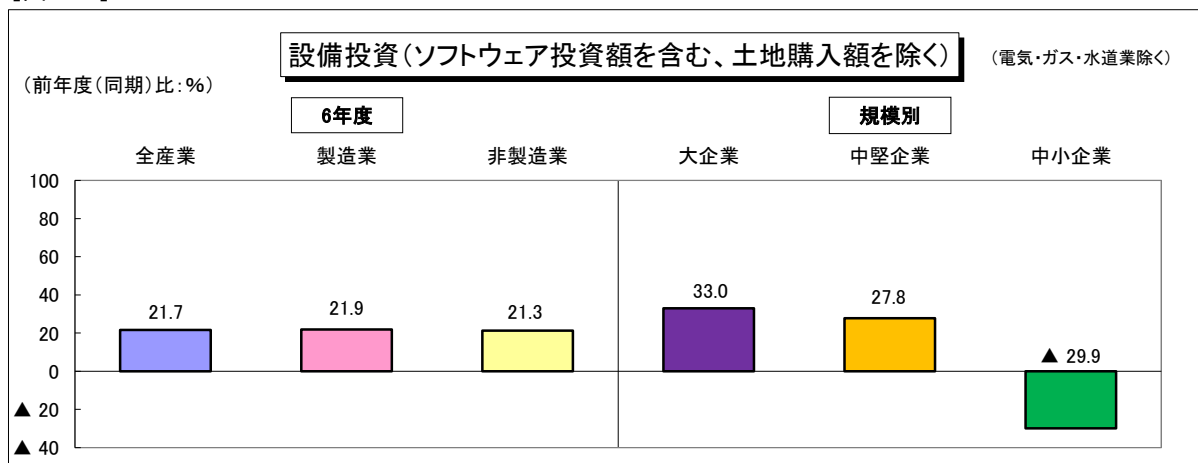
[図 6]



[日本自動車販売協会連合会、全国軽自動車協会連合会、北陸財務局]

【設備投資】6年度は増加見込みとなっている。

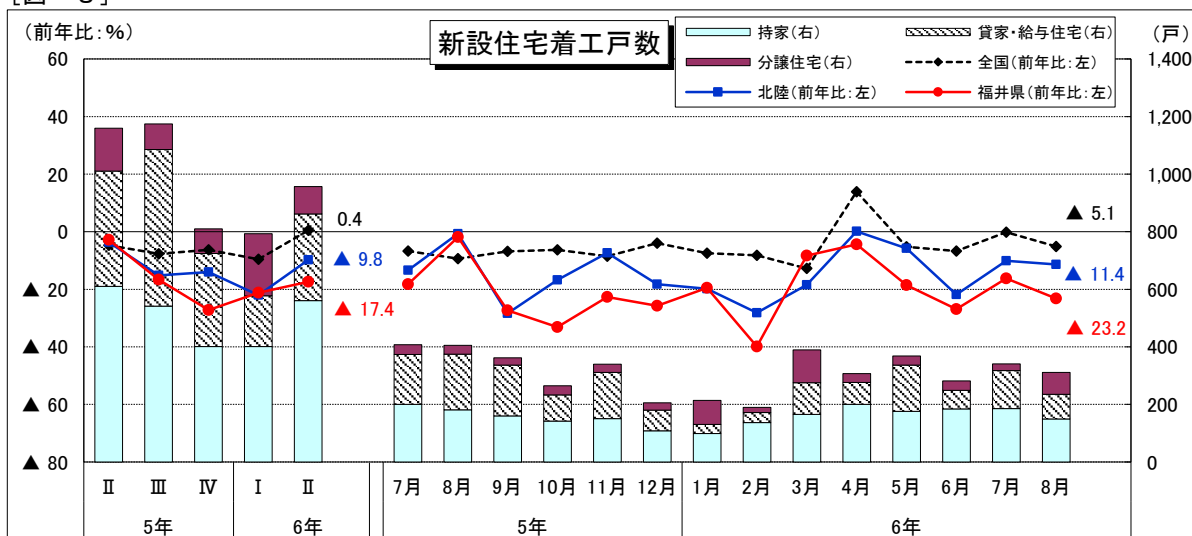
[図 7]



[法人企業景気予測調査（6年7-9月期調査）結果]

【住宅建設】弱い動きとなっている。

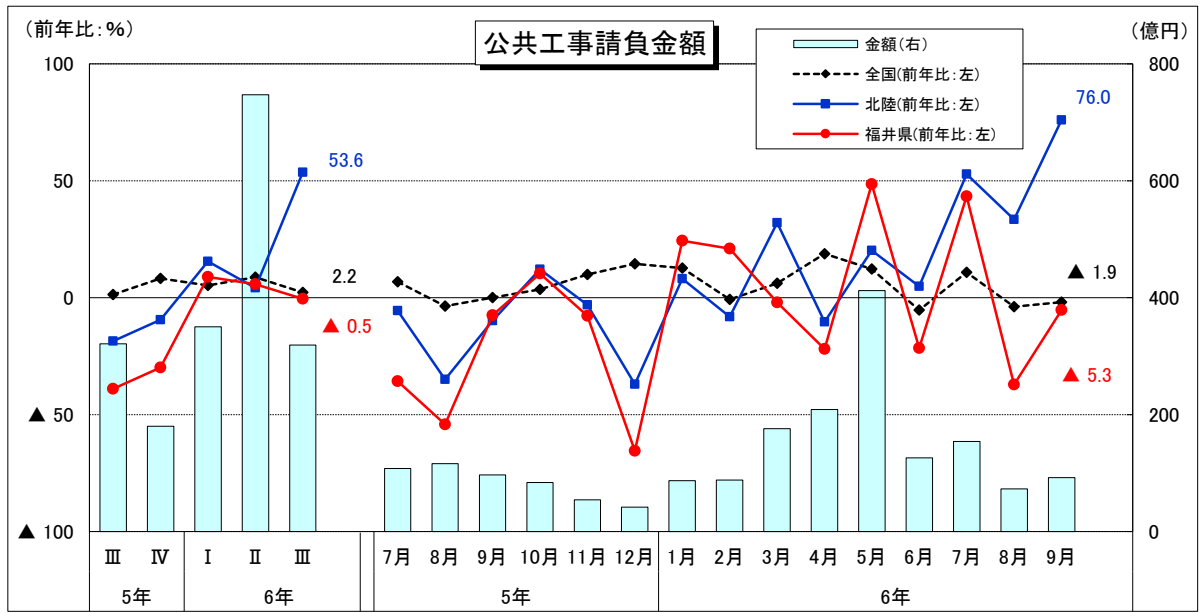
[図 8]



[国土交通省、北陸財務局]

【公共事業】前年を下回っている。

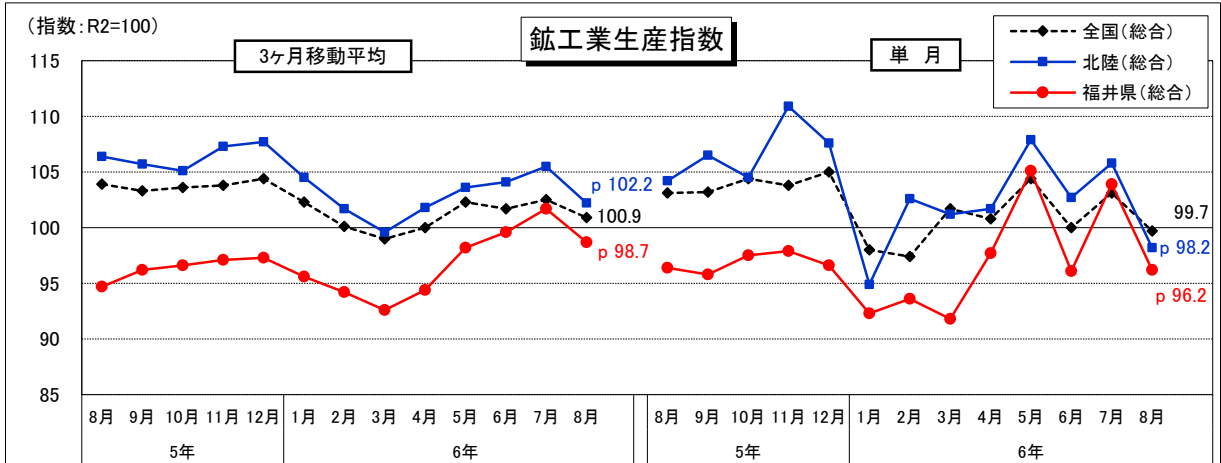
[図 9]



[東日本建設業保証(株)、北陸財務局]

【生産活動】持ち直しつつある。

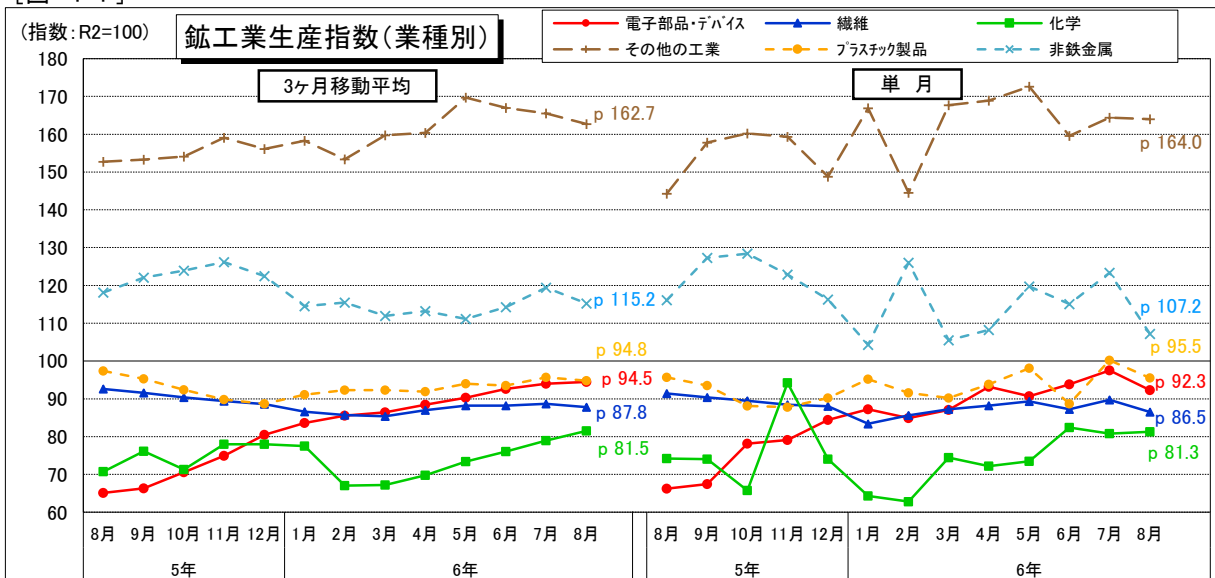
[図 10]



(注) 値は季節調整値

[経済産業省、中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局及び福井県]

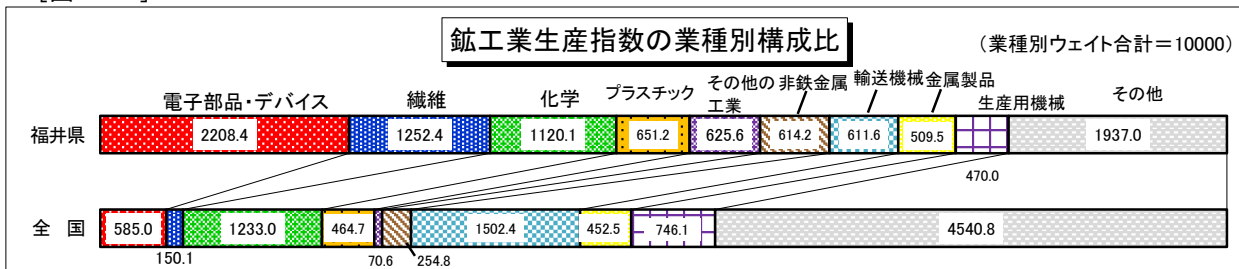
[図 11]



(注) 値は季節調整値

[福井県]

[図 12]



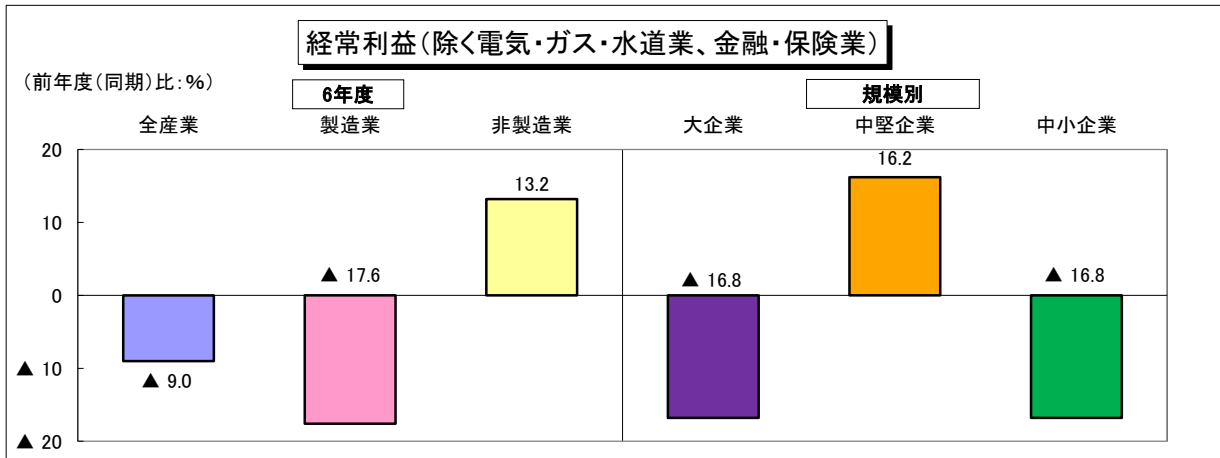
(注1) 令和2年基準

[経済産業省、福井県]

(注2) その他の工業は、福井県は「眼鏡枠及び部品」、全国は「時計、楽器、文具、玩具、皮革製品」

【企業収益】6年度は減益見込みとなっている。

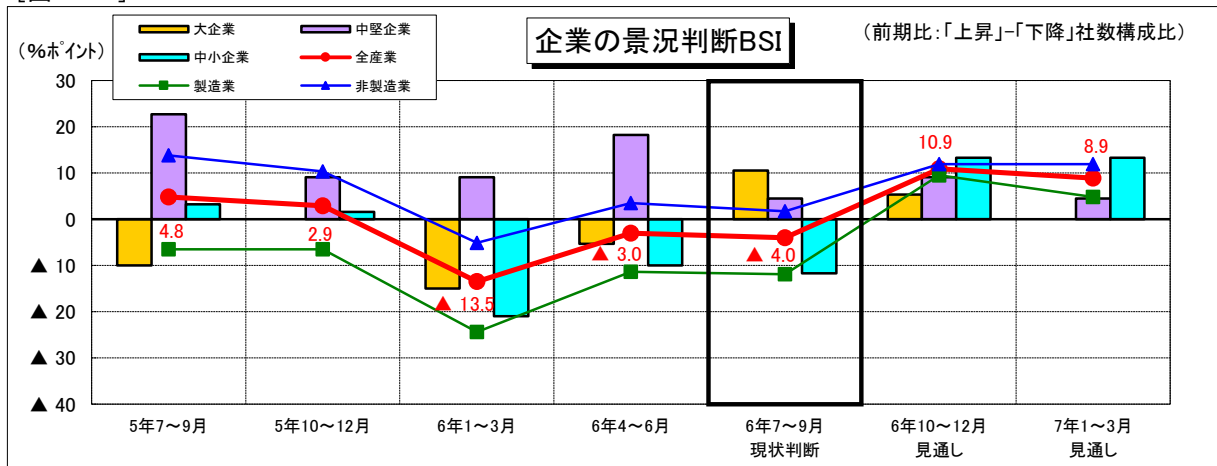
[図 13]



[法人企業景気予測調査(6年7-9月期調査)結果]

【企業の景況感】全産業では「下降」超となっている。

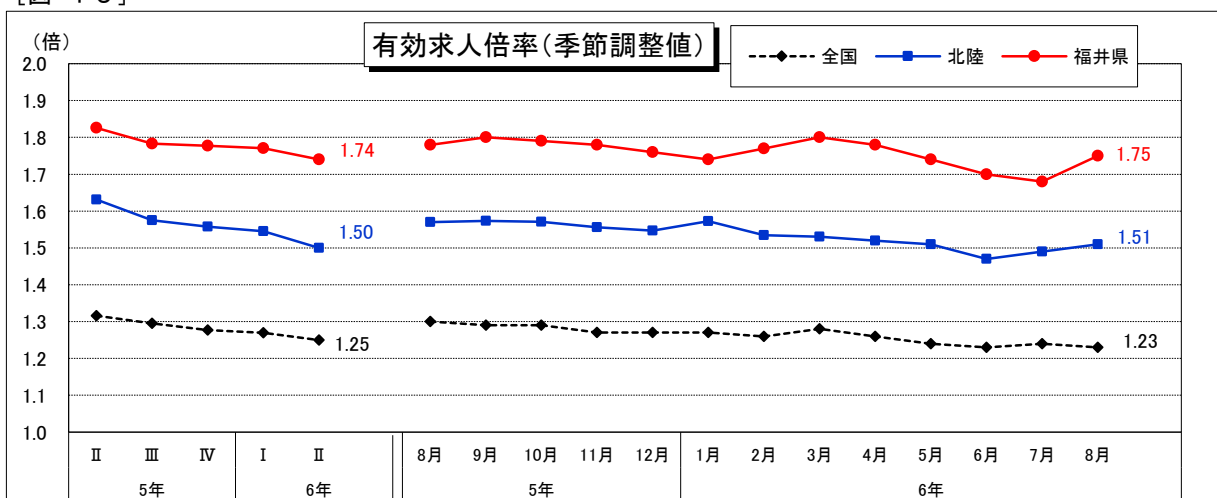
[図 14]



[法人企業景気予測調査(6年7-9月期調査)結果]

【雇用情勢】持ち直している。

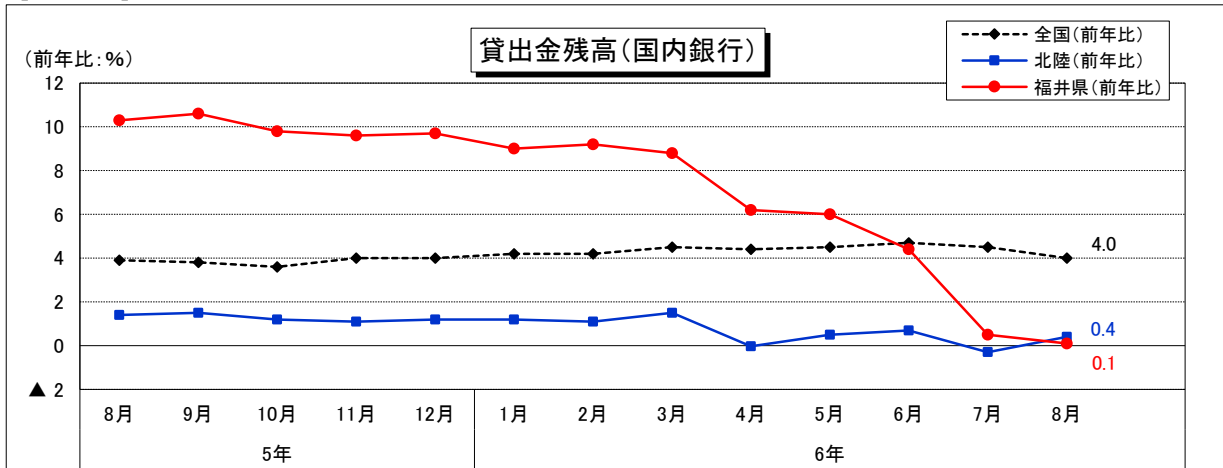
[図 15]



[厚生労働省、福井労働局、北陸財務局]

【金融機関の貸出金】前年を上回っている。

[図 16]



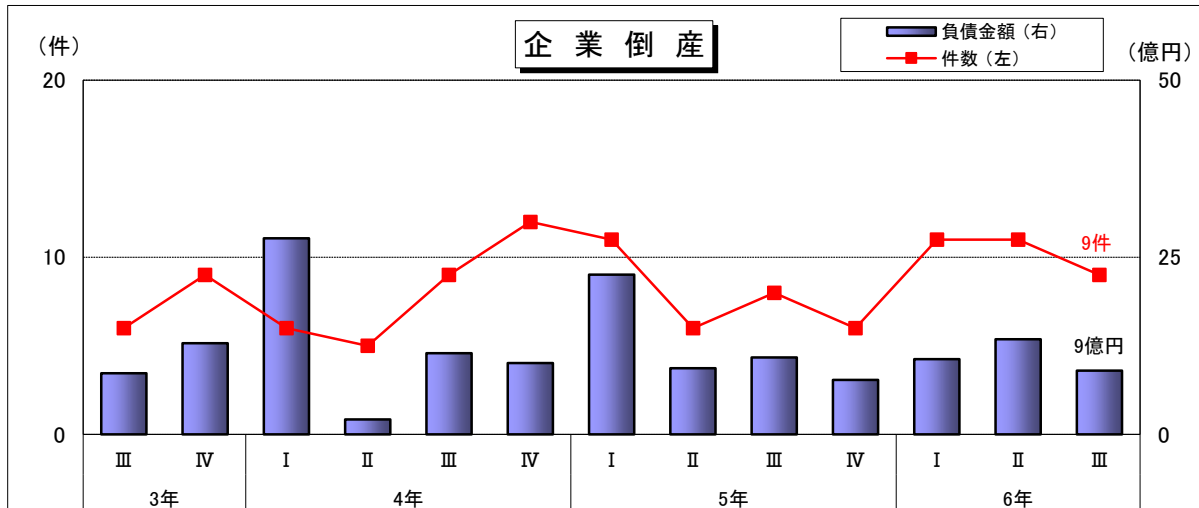
(注1) 国内銀行は整理回収機構、ゆうちょ銀行を含まない。

[日本銀行、北陸財務局]

(注2) 北陸は、北陸3県に店舗を有する国内銀行。福井県は、福井県に店舗を有する国内銀行。

【企業倒産】負債総額は前年を下回っているものの、件数は前年を上回っている。

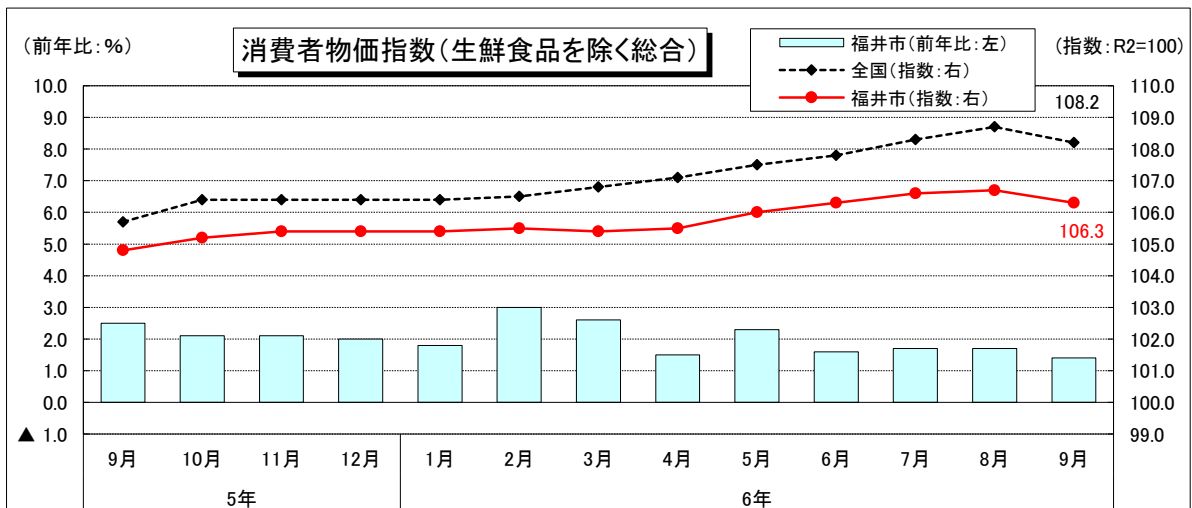
[図 17]



[(株)東京商エリサーチ]

【消費者物価】前年を上回っている。

[図 18]



[総務省]





# 福井県内の 法人企業景気予測調査

(第82回 令和6年7－9月期調査)

【 調査時点：令和6年8月15日 】

令和6年9月12日

財務省 北陸財務局 福井財務事務所

連絡・お問合せ先  
財務省 北陸財務局  
福井財務事務所 財務課  
福井市春山1丁目1番54号  
福井春山合同庁舎7階  
Tel (0776) 25-8232

## 〔調査の要領〕

### 1. 調査の目的と根拠

この調査は、我が国経済活動の主要部分を占める企業活動を把握することにより、経済の現状及び今後の見通しに関する基礎資料を得ることを目的として、統計法に基づく一般統計調査として年4回実施しているものである。

### 2. 調査時点 令和6年8月15日

### 3. 調査対象期間

判断項目	6年7～9月期及び9月末見込み 6年10～12月期及び12月末見通し 7年1～3月期及び3月末見通し
計数項目	6年度実績見込み

### 4. 調査対象企業の選定

福井県内に所在する資本金1千万円以上の法人企業で、法人企業統計調査（四半期別）の標本企業から無作為抽出した。なお、毎年4月に抽出替えを行っている。

### 5. 調査方法

対象企業に調査票を郵送、またはオンラインでの入力を依頼し、自計記入を求める方法によった。

### 6. 集計の方法

日本標準産業分類に則した業種分類による単純集計を行った。

(調査対象企業数及び回収状況)

		全規模			
		大企業	中堅企業	中小企業	
全産業	調査企業数	105	19	22	64
	回答企業数	101	19	22	60
	回収率 %	96.2	100.0	100.0	93.8
製造業	調査企業数	44	10	10	24
	回答企業数	42	10	10	22
	回収率 %	95.5	100.0	100.0	91.7
非製造業	調査企業数	61	9	12	40
	回答企業数	59	9	12	38
	回収率 %	96.7	100.0	100.0	95.0

(注) 本調査において、大企業とは資本金10億円以上、中堅企業とは資本金1億円以上10億円未満、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業をいう。

(参考)

【 B S I ( Business Survey Index ) の見方 】

$$B S I = ( \text{「上昇」等と回答した企業の構成比} ) - ( \text{「下降」等と回答した企業の構成比} )$$

B S I が+の場合は「上昇」等が「下降」等より強く、景気等は上昇過程にあるものと判断され、-の場合はその逆を表す。

また、値の大きさはその強さを示している。

(例) 「景況判断」の場合

- 前期と比べて・「上昇」と回答した企業の構成比 …… 30.0%
- ・「不変」と回答した企業の構成比 …… 40.0%
- ・「下降」と回答した企業の構成比 …… 20.0%
- ・「不明」と回答した企業の構成比 …… 10.0%

$$B S I = 30.0 - 20.0 = 10.0\% \text{ポイント} \rightarrow 10.0\% \text{ポイントの「上昇」超}$$

◆ 次回公表予定 (令和6年10-12月期調査)

令和6年12月11日 (水)

[調査の結果]

1. 景況判断

(1) 企業の景況・・・現状判断は「下降」超、先行き見通し（6年10～12月期）は「上昇」超

[現状判断（6年7～9月期）]

企業の景況判断BSI（前期比「上昇」－「下降」社数構成比、原数値）をみると、全産業では「下降」超となっている。

業種別では、製造業は「下降」超、非製造業は「上昇」超となっている。

規模別では、大企業、中堅企業は「上昇」超、中小企業は「下降」超となっている。

[先行き見通し（6年10～12月期）]

全産業では「上昇」超の見通しとなっている。

業種別では、製造業、非製造業ともに「上昇」超の見通しとなっている。

[先行き見通し（7年1～3月期）]

全産業では「上昇」超の見通しとなっている。

企業の景況判断BSI（原数値）

（前期比「上昇」－「下降」社数構成比）

（単位：%ポイント）

区 分		6年4～6月 前回調査	6年7～9月 現状判断	6年10～12月 見通し	7年1～3月 見通し
全 産 業		▲ 3.0	( 4.0 ) ▲ 4.0	( 6.9 ) 10.9	8.9
	製 造 業	▲ 11.4	( 9.1 ) ▲ 11.9	( 6.8 ) 9.5	4.8
	非 製 造 業	3.5	( 0.0 ) 1.7	( 7.0 ) 11.9	11.9
規 模 別	大 企 業	▲ 5.3	( 15.8 ) 10.5	( 0.0 ) 5.3	0.0
	中 堅 企 業	18.2	( 18.2 ) 4.5	( 4.5 ) 9.1	4.5
	中 小 企 業	▲ 10.0	( ▲ 5.0 ) ▲ 11.7	( 10.0 ) 13.3	13.3

(注) 6年7～9月、6年10～12月の ( ) は前回調査時の見通し。

## (2) 企業の景況判断の決定要因

6年7～9月期の景況判断の決定要因（1社10項目中、3項目以内回答）をみると、次のとおりとなっている。

### 企業の景況判断の決定要因

（上昇要因）

区 分	1位	%	2位	%	3位	%	
全産業	国内需要（売上）	93.3	海外需要（売上）	40.0	販売価格	33.3	
製造業	国内需要（売上）	100.0	-	-	販売価格	50.0	
	海外需要（売上）						
非製造業	国内需要（売上）	88.9	仕入以外のコスト	33.3	販売価格	22.2	
規模別	大企業	国内需要（売上）	100.0	-	-	販売価格	33.3
		海外需要（売上）				為替レート	
	中堅企業	国内需要（売上）	83.3	販売価格	33.3	-	-
			仕入以外のコスト				
	中小企業	国内需要（売上）	100.0	海外需要（売上）	33.3	-	-
				販売価格			

（下降要因）

区 分	1位	%	2位	%	3位	%
全産業	国内需要（売上）	100.0	仕入価格	42.1	海外需要（売上）	21.1
					販売価格	
					仕入以外のコスト	
製造業	国内需要（売上）	100.0	海外需要（売上）	36.4	-	-
			仕入価格			
非製造業	国内需要（売上）	100.0	仕入価格	50.0	販売価格	25.0
					仕入以外のコスト	
規模別	大企業	国内需要（売上）	100.0	-	-	-
		海外需要（売上）				
		仕入以外のコスト				
中堅企業	国内需要（売上）	100.0	海外需要（売上）	20.0	-	-
			販売価格			
			仕入価格			
			仕入以外のコスト			
中小企業	国内需要（売上）	100.0	仕入価格	53.8	販売価格	23.1

（注1）「金融業、保険業」は調査対象外。

（注2）回答社数構成比である。

### 選択項目

1 国内需要（売上）	5 仕入以外のコスト	9 税制・会計制度等
2 海外需要（売上）	6 資金繰り・資金調達	10 その他
3 販売価格	7 株式・不動産等の資産価格	
4 仕入価格	8 為替レート	

## 2. 売上高（除く「電気・ガス・水道業」）・・・6年度は増収見込み

6年度は、製造業は0.3%の減収見込み、非製造業は4.4%の増収見込み、全産業では1.5%の増収見込みとなっている。

(前年度比増減率、単位：%)

		全産業		
			製造業	非製造業
売上高	6年度	( 1.9 )	( 0.5 )	( 5.0 )
		1.5	▲ 0.3	4.4

		大企業	中堅企業	中小企業
規模別		( ▲ 0.3 )	( 5.9 )	( 0.7 )
		▲ 0.3	6.1	▲ 1.1

(注1) 金融業、保険業は調査対象外。

(注2) ( ) は前回調査結果。

## 3. 経常利益（除く「電気・ガス・水道業」、「金融業、保険業」） ・・・6年度は減益見込み

6年度は、製造業は17.6%の減益見込み、非製造業は13.2%の増益見込み、全産業では9.0%の減益見込みとなっている。

(前年度比増減率、単位：%)

		全産業		
			製造業	非製造業
経常利益	6年度	( ▲ 10.7 )	( ▲ 16.1 )	( 5.4 )
		▲ 9.0	▲ 17.6	13.2

		大企業	中堅企業	中小企業
規模別		( ▲ 16.7 )	( 8.2 )	( ▲ 18.1 )
		▲ 16.8	16.2	▲ 16.8

(注) ( ) は前回調査結果。

#### 4. 設備投資（除く「電気・ガス・水道業」）・・・6年度は増加見込み

6年度は、製造業は21.9%の増加見込み、非製造業は21.3%の増加見込み、全産業では21.7%の増加見込みとなっている。

(前年度比増減率、単位：%)

		全産業		
			製造業	非製造業
設備投資	6年度	( 39.1 )	( 20.8 )	( 67.3 )
		21.7	21.9	21.3

		大企業	中堅企業	中小企業
規模別		( 24.2 )	( 67.8 )	( ▲ 22.9 )
		33.0	27.8	▲ 29.9

(注1) ソフトウェア投資額を含み、土地購入額は含まない。

(注2) ( ) は前回調査結果。

#### 5. 生産・販売などのための設備・・・現状判断は「不足」と「過大」が均衡、先行き見通し（6年12月末）は「不足」超

6年9月末時点の設備判断BSI（期末判断「不足」－「過大」社数構成比、原数値）をみると、全産業では「不足」と「過大」が均衡している。

業種別では、製造業、非製造業ともに「不足」と「過大」が均衡している。

規模別では、大企業は「過大」超、中堅企業、中小企業は「不足」超となっている。

先行きをみると、6年12月末時点は、全産業では「不足」超の見通しとなっている。

業種別では、製造業は「過大」超、非製造業は「不足」超の見通しとなっている。

7年3月末時点は、全産業では「不足」超の見通しとなっている。

生産・販売などのための設備判断BSI（原数値）

(期末判断「不足」－「過大」社数構成比)

(単位：%ポイント)

区 分		6年6月末 前回調査	6年9月末 現状判断	6年12月末 見通し	7年3月末 見通し
全 産 業		2.0	( 2.0 ) 0.0	( 2.0 ) 1.0	2.1
	製 造 業	0.0	( 2.3 ) 0.0	( ▲ 2.3 ) ▲ 2.4	0.0
	非 製 造 業	3.6	( 1.8 ) 0.0	( 5.4 ) 3.6	3.6
規 模 別	大 企 業	▲ 10.5	( ▲ 10.5 ) ▲ 11.1	( ▲ 10.5 ) ▲ 11.1	▲ 11.1
	中 堅 企 業	0.0	( 9.5 ) 4.5	( 4.8 ) 4.5	9.1
	中 小 企 業	6.8	( 3.4 ) 1.8	( 5.1 ) 3.5	3.5

(注) 6年9月末、6年12月末の ( ) は前回調査時の見通し。

## 6. 今年度における設備投資の対象

今年度における設備投資の対象（1社10項目中、3項目以内回答）をみると、全産業では「生産・販売等の機械及び装置」と回答した企業が最も多く、次いで「工具、器具及び備品」、「ソフトウェア」の順となっている。

業種別では、製造業は「生産・販売等の機械及び装置」と回答した企業が最も多く、次いで「工具、器具及び備品」、「ソフトウェア」の順となっている。

非製造業は「工具、器具及び備品」と回答した企業が最も多く、次いで「情報機器」及び「ソフトウェア」の順となっている。

今年度における設備投資の対象

区分	1位	%	2位	%	3位	%
全産業	生産・販売等の機械及び装置	60.7	工具、器具及び備品	44.0	ソフトウェア	36.9
製造業	生産・販売等の機械及び装置	90.2	工具、器具及び備品	46.3	ソフトウェア	36.6
非製造業	工具、器具及び備品	41.9	情報機器 ソフトウェア	37.2	-	-
規模別	大企業	66.7	建物（工場・店舗等の生産・販売等用）	50.0	情報機器	44.4
	中堅企業	65.0	生産・販売等の機械及び装置	60.0	建物以外の構造物・構築物 情報機器	30.0
	中小企業	58.7	ソフトウェア	43.5	工具、器具及び備品	37.0

（注）回答社数構成比である。

### 選択項目

1 建物(本社・支社等の内部管理用)	6 車両、船舶及び航空機等
2 建物(工場・店舗等の生産・販売等用)	7 工具、器具及び備品
3 建物以外の構造物・構築物	8 ソフトウェア
4 生産・販売等の機械及び装置(5を除く)	9 土地
5 情報機器	10 その他



## 7. 従業員数・・・現状判断は「不足気味」超、先行き見通しも「不足気味」超

6年9月末時点の従業員数判断BSI（期末判断「不足気味」－「過剰気味」社数構成比、原数値）をみると、全産業では「不足気味」超となっている。

業種別では、製造業、非製造業ともに「不足気味」超となっている。

規模別では、大企業、中堅企業、中小企業ともに「不足気味」超となっている。

先行きをみると、6年12月末時点も、全産業では「不足気味」超の見通しとなっている。業種別では、製造業、非製造業ともに「不足気味」超の見通しとなっている。

7年3月末時点も、全産業では「不足気味」超の見通しとなっている。

従業員数判断BSI（原数値）

（期末判断「不足気味」－「過剰気味」社数構成比）

（単位：％ポイント）

区 分	6年6月末 前回調査	6年9月末 現状判断	6年12月末 見通し	7年3月末 見通し
全 産 業	34.0	( 33.0 ) 30.3	( 29.0 ) 31.3	29.3
製 造 業	30.2	( 27.9 ) 26.2	( 14.0 ) 19.0	16.7
非 製 造 業	36.8	( 36.8 ) 33.3	( 40.4 ) 40.4	38.6
規 模 別				
大 企 業	26.3	( 31.6 ) 27.8	( 21.1 ) 16.7	11.1
中 堅 企 業	42.9	( 52.4 ) 40.9	( 38.1 ) 40.9	40.9
中 小 企 業	33.3	( 26.7 ) 27.1	( 28.3 ) 32.2	30.5

（注）6年9月末、6年12月末の（ ）は前回調査時の見通し。

## 8. 今年度における従業員確保の取組

今年度における従業員確保の取組（1社10項目中、3項目以内回答）をみると、全産業では「賃金（初任給を含む）の引上げ」と回答した企業が最も多く、次いで、「福利厚生の実充実」、「人材育成の強化（研修制度の実充実等）」の順となっている。

業種別では、製造業、非製造業ともに「賃金（初任給を含む）の引上げ」と回答した企業が最も多く、次いで、「福利厚生の実充実」、「人材育成の強化（研修制度の実充実等）」の順となっている。

今年度における従業員確保の取組

区分	1位	%	2位	%	3位	%
全産業	賃金（初任給を含む）の引上げ	76.9	福利厚生の実充実	49.5	人材育成の強化（研修制度の実充実等）	41.8
製造業	賃金（初任給を含む）の引上げ	82.9	福利厚生の実充実	48.8	人材育成の強化（研修制度の実充実等）	39.0
非製造業	賃金（初任給を含む）の引上げ	72.0	福利厚生の実充実	50.0	人材育成の強化（研修制度の実充実等）	44.0
規模別	大企業	賃金（初任給を含む）の引上げ	66.7	人材育成の強化（研修制度の実充実等）	61.1	福利厚生の実充実
						正社員登用制度、多様な正社員制度の活用
						業務プロセスの見直し（業務効率化・DX等）
						定年退職者の再雇用・定年延長
27.8						
中堅企業	賃金（初任給を含む）の引上げ	76.2	福利厚生の実充実	61.9	人材育成の強化（研修制度の実充実等）	38.1
中小企業	賃金（初任給を含む）の引上げ	80.8	福利厚生の実充実	51.9	人材育成の強化（研修制度の実充実等）	36.5

（注）回答社数構成比である。

### 選択項目

1 賃金（初任給を含む）の引上げ	6 テレワーク・フレックスタイム制度の活用
2 福利厚生の実充実	7 業務プロセスの見直し（業務効率化・DX等）
3 人材育成の強化（研修制度の実充実等）	8 定年退職者の再雇用・定年延長
4 採用要件の柔軟化	9 外国人材の受入れ
5 正社員登用制度、多様な正社員制度の活用	10 その他

令和6年10月29日(火)  
 【照会先】福井労働局職業安定部職業安定課  
 課長 長谷河 昌也  
 課長補佐 野村 和彦  
 地方労働市場情報官 松下 克志  
 電話 0776-26-8609(内線 5208)

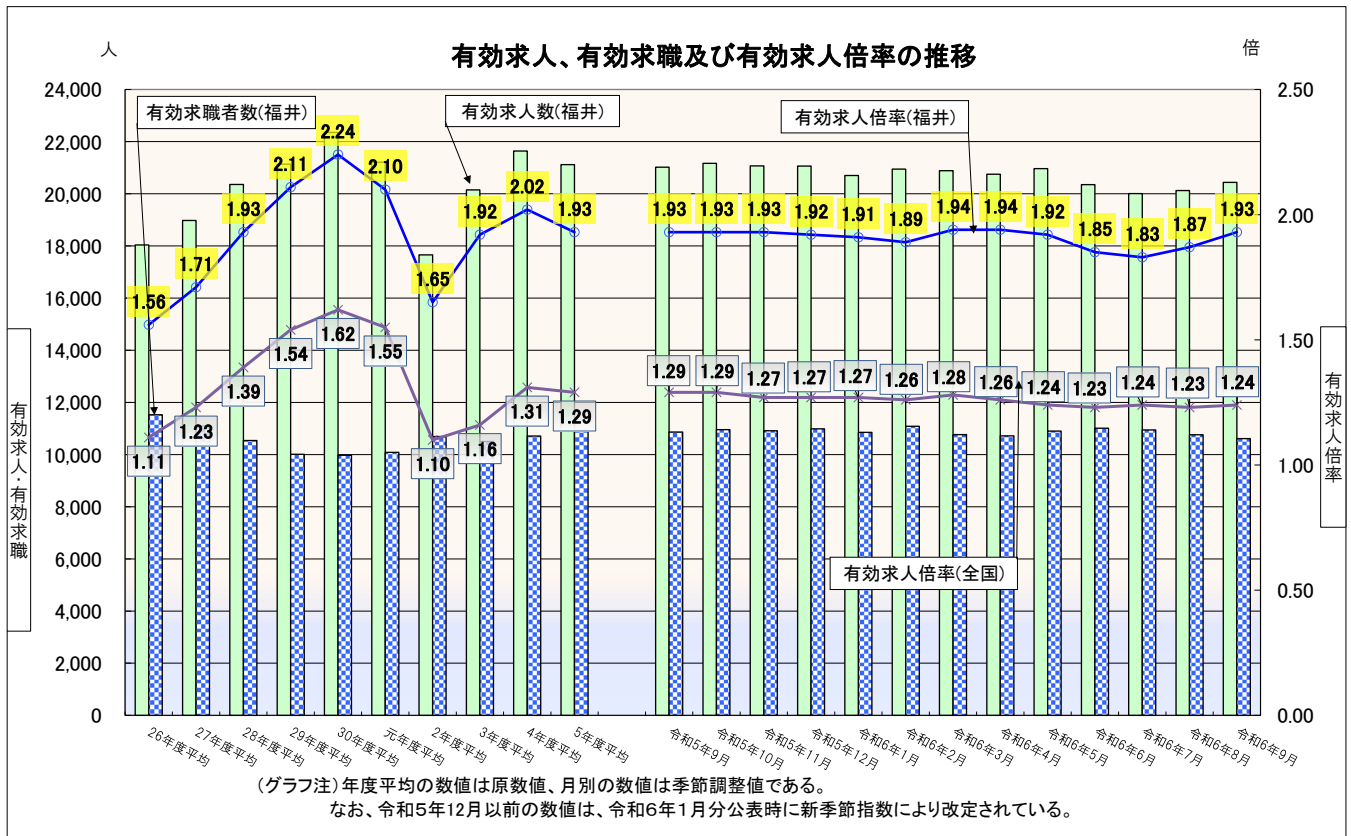
報道関係者 各位

雇用失業情勢（令和6年9月分）

1. 概況

表-1

- (1) 令和6年9月の労働市場の動きをみると、有効求人数(季節調整値)は20,440人で、前月比1.6%の増加となった。一方、有効求職者数(季節調整値)は10,611人で、前月比1.4%の減少となった。この結果、有効求人倍率(季節調整値)は1.93倍で、前月比0.06ポイントの上昇となった。
- (2) 新規求人数(季節調整値)は、6,892人で、前月比5.1%の減少となった。一方、新規求職者数(季節調整値)は2,547人で、前月比0.2%の減少となった。この結果、新規求人倍率(季節調整値)は2.71倍で、前月比0.14ポイントの低下となった。



情勢判断 : 県内の雇用失業情勢は、求人が求職を大幅に上回って推移している。ただし、物価上昇等が雇用に与える影響に注視する必要がある。

## 2. 求人倍率の動向

- (1) 就業地別の有効求人倍率(季節調整値)は、1.93倍(全国1.24倍)となった。  
都道府県別には、福井県の1.93倍、山口県の1.73倍、香川県の1.62倍の順。
- (2) 受理地別の有効求人倍率(季節調整値)は、1.78倍で、前月比0.03ポイントの上昇となった。  
都道府県別には、福井県の1.78倍、東京都の1.72倍、石川県の1.53倍の順。  
安定所別(原数値)には、三国2.48倍、福井1.92倍、大野1.71倍、敦賀1.56倍、  
小浜1.48倍、武生1.36倍の順。

## 3. 求人の動向(原数値)

表-2、3

- (1) 有効求人数は19,923人で、前年同月比3.4%(696人)の減少となった。(17か月連続の減少)  
新規求人数は6,763人で、前年同月比3.3%(231人)の減少となった。(4か月連続の減少)
- (2) 新規求人数について主な産業別にみると、前年同月比で、情報通信業で25.5%(26人)の増加、  
卸売業、小売業で8.6%(108人)の増加、宿泊業、飲食サービス業で4.7%(21人)の増加となった。  
一方、建設業で9.0%(73人)の減少、製造業で13.9%(167人)の減少、  
サービス業(他に分類されないもの)で8.1%(64人)の減少となった。  
製造業では、地場産業の繊維工業で32.6%(86人)の減少、眼鏡等製造業で27.1%(38人)の減少となった。  
他の業種では、食料品製造業で27.1%(48人)の減少、はん用・生産用機械器具製造業で51.2%(42人)の  
増加、電子部品・デバイス製造業で69.5%(41人)の増加となった。

## 4. 求職の動向(原数値)

表-4、5、6

- (1) 有効求職者数は10,474人で、前年同月比2.9%(316人)の減少となった。(4か月連続の減少)  
新規求職者数は2,350人で、前年同月比3.0%(73人)の減少となった。(2か月連続の減少)
- (2) 年齢別有効求職者は、前年同月比で、24歳以下で14.1%減、25～34歳で4.4%減、35～44歳で5.6%減、  
45～54歳で1.2%減、55～64歳で7.2%減、65歳以上で15.4%の増加となった。
- (3) 新規求職者の求職理由別状況は、前年同月比で、在職者が6.8%(56人)減、離職者が0.9%(13人)増、  
無業者が15.3%(31人)の減少となった。このうち離職者の中では、定年が4.0%(2人)増、  
事業主都合が2.5%(6人)の減、自己都合が1.8%(19人)の増加となった。

表-1 有効求人数、有効求職者数、有効求人倍率の状況(季節調整値)(新規学卒を除きパートを含む)

項目	月別	R3年度 平均	R4年度 平均	R5年度 平均	令和5年9月		令和6年5月		6月		7月		8月		9月	
					前月比	前月比	前月比	前月比	前月比	前月比	前月比	前月比				
有効求人数		20,148	21,643	21,128	21,020	▲ 1.0	20,967	1.0	20,349	▲ 2.9	20,008	▲ 1.7	20,123	0.6	20,440	1.6
有効求職者数		10,500	10,714	10,951	10,867	▲ 1.8	10,904	1.8	11,009	1.0	10,942	▲ 0.6	10,762	▲ 1.6	10,611	▲ 1.4
有効求人倍率		1.92	2.02	1.93	1.93	0.01	1.92	▲ 0.02	1.85	▲ 0.07	1.83	▲ 0.02	1.87	0.04	1.93	0.06
新規求人数		7,155	7,595	7,354	6,962	▲ 8.3	7,813	12.7	6,655	▲ 14.8	6,897	3.6	7,264	5.3	6,892	▲ 5.1
新規求職者数		2,503	2,605	2,617	2,524	▲ 4.8	2,751	7.0	2,570	▲ 6.6	2,540	▲ 1.2	2,553	0.5	2,547	▲ 0.2
新規求人倍率		2.86	2.92	2.81	2.76	▲ 0.10	2.84	0.14	2.59	▲ 0.25	2.72	0.13	2.85	0.13	2.71	▲ 0.14

(表-1注) 年度平均の数値は原数値、月別の数値は季節調整値である。令和5年12月以前の数値は、新季節指数により改定されている。

表-2 月別有効求人数・新規求人数の状況(原数値)(全数)(新規学卒を除きパートを含む)

(人・前年同月比: %)

項目	月別	R3年度 計	R4年度 計	R5年度 計	令和5年9月		令和6年5月		6月		7月		8月		9月	
					前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比				
有効求人数		241,780	259,711	253,427	20,619	▲ 5.0	20,502	▲ 2.0	20,050	▲ 5.3	19,816	▲ 5.2	19,602	▲ 5.4	19,923	▲ 3.4
新規求人数		85,860	91,140	88,247	6,994	▲ 9.1	7,517	1.3	6,435	▲ 12.8	6,842	▲ 3.7	7,060	▲ 4.2	6,763	▲ 3.3

表-3 産業別新規求人数の状況(原数値)(全数)(新規学卒を除きパートを含む)

(人・前年同月比: %)

産業	令和5年度		令和5年9月		令和6年7月		8月		9月		
	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比		
農・林・漁・鉱業	585	▲ 10.0	48	▲ 7.7	55	10.0	38	▲ 5.0	41	▲ 14.6	▲ 7
建設業	9,668	▲ 6.3	814	▲ 4.6	708	▲ 12.2	869	6.1	741	▲ 9.0	▲ 73
製造業	12,745	▲ 7.1	1,201	▲ 17.3	1,000	▲ 2.1	968	▲ 1.6	1,034	▲ 13.9	▲ 167
食料品製造業	1,588	▲ 9.8	177	4.1	138	8.7	120	10.1	129	▲ 27.1	▲ 48
繊維工業(衣服・その他の繊維製品製造業を含む)	2,698	▲ 4.4	264	0.8	205	▲ 7.7	203	▲ 0.5	178	▲ 32.6	▲ 86
プラスチック製品製造業	585	▲ 27.8	60	▲ 25.0	47	17.5	56	3.7	41	▲ 31.7	▲ 19
金属製品製造業	1,041	3.9	108	42.1	76	24.6	66	▲ 19.5	88	▲ 18.5	▲ 20
はん用・生産用機械器具製造業	1,125	▲ 11.6	82	▲ 40.6	114	16.3	55	▲ 17.9	124	51.2	42
電気機械器具製造業	477	▲ 2.7	54	▲ 3.6	31	3.3	34	17.2	41	▲ 24.1	▲ 13
電子部品・デバイス製造業	649	▲ 16.1	59	▲ 54.6	22	▲ 40.5	32	52.4	100	69.5	41
眼鏡等製造業	1,654	8.5	140	▲ 15.2	141	▲ 14.0	146	15.0	102	▲ 27.1	▲ 38
電気・ガス・熱供給・水道業	60	▲ 18.9	1	▲ 90.9	4	(33.3)	10	(100.0)	5	(400.0)	(4)
情報通信業	1,170	▲ 9.2	102	▲ 22.1	85	▲ 21.3	82	41.4	128	25.5	26
運輸業・郵便業	4,795	▲ 0.3	383	▲ 6.6	379	(0.8)	436	(7.1)	369	▲ (3.7)	▲ (14)
卸売業・小売業	15,465	▲ 6.0	1,250	▲ 2.0	1,100	▲ (2.3)	1,452	(2.4)	1,358	(8.6)	(108)
金融業・保険業	766	9.1	84	9.1	45	▲ 38.4	53	▲ 1.9	78	▲ 7.1	▲ 6
不動産業・物品賃貸業	1,085	▲ 9.3	128	▲ 0.8	75	17.2	77	▲ 18.9	88	▲ 31.3	▲ 40
学術研究・専門・技術サービス業	2,093	▲ 8.4	171	0.0	141	▲ 19.4	145	▲ 12.1	133	▲ 22.2	▲ 38
宿泊業・飲食サービス業	6,334	0.5	446	▲ 12.4	551	▲ 4.5	448	▲ 15.8	467	4.7	21
生活関連サービス業・娯楽業	3,737	▲ 5.8	182	▲ 34.1	307	1.3	236	▲ 22.1	191	4.9	9
医療・福祉	15,256	2.1	1,136	▲ 9.7	1,339	(2.7)	1,166	▲ (12.6)	1,110	▲ (2.3)	▲ (26)
教育・学習支援業	1,301	▲ 13.1	97	▲ 28.7	90	4.7	105	▲ 19.8	110	13.4	13
複合サービス事業	892	48.9	34	▲ 19.0	65	▲ 28.6	100	13.6	33	▲ 2.9	▲ 1
サービス業(他に分類されないもの)	9,621	7.5	787	▲ 3.2	791	▲ (4.0)	778	▲ (6.7)	723	▲ (8.1)	▲ (64)
《職業紹介・労働者派遣業》	2,236	15.0	139	▲ 30.5	214	2.9	187	▲ 7.9	138	▲ 0.7	▲ 1
公務・その他	2,674	▲ 20.7	130	28.7	107	▲ 8.5	97	▲ 4.9	154	18.5	24
合計	88,247	▲ 3.2	6,994	▲ 9.1	6,842	▲ 3.7	7,060	▲ 4.2	6,763	▲ 3.3	▲ 231

(注) 令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により標章したもの。  
対前年同月比については、産業分類改定による影響のある産業について( )で示している。

表-4 月別有効求職者・新規求職者の状況(原数値)(全数)(新規学卒を除きパートを含む)

(人・前年同月比：%)

項目	月別	R4年度	R5年度	令和5年9月		令和6年5月		6月		7月		8月		9月	
		計	計	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比		
有効求職者数		128,573	131,410	10,790	2.5	11,863	1.3	11,430	▲ 1.8	11,042	▲ 1.0	10,659	▲ 2.5	10,474	▲ 2.9
うちハローワーク利用登録者		126,158	129,202	10,621	2.8	11,652	1.1	11,229	▲ 2.1	10,865	▲ 1.1	10,509	▲ 2.3	10,316	▲ 2.9
うちオンライン登録者		2,415	2,208	169	▲ 13.3	211	14.7	201	15.5	177	6.6	150	▲ 13.3	158	▲ 6.5
新規求職者数		31,263	31,407	2,423	0.0	2,872	6.8	2,366	▲ 11.0	2,431	0.8	2,335	▲ 4.8	2,350	▲ 3.0
うちハローワーク利用登録者		30,499	30,716	2,373	1.0	2,807	6.2	2,308	▲ 11.4	2,392	1.5	2,298	▲ 4.2	2,286	▲ 3.7
うちオンライン登録者		764	691	50	▲ 32.4	65	38.3	58	11.5	39	▲ 30.4	37	▲ 32.7	64	28.0

※オンライン登録者がハローワークの利用を希望し、来所等した結果、「オンライン登録者」から「ハローワーク利用登録者」に変更となった場合、オンライン登録者には含まれず、ハローワーク利用登録者として計上される。

表-5 性別・年齢別有効求職者の状況(原数値)(常用)(新規学卒を除きパートを含む)

(人・前年同月比：%)

年月	年齢	24歳以下		25～34歳		35～44歳		45～54歳		55～64歳		65歳以上		合計	
		前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比		
令和5年9月		888	▲ 3.2	2,008	▲ 7.9	1,938	7.8	2,059	4.5	2,376	6.1	1,458	6.1	10,727	2.4
	うち男	379	1.3	771	▲ 15.1	700	5.1	802	5.8	1,099	▲ 3.3	922	9.9	4,673	▲ 0.2
	うち女	507	▲ 5.9	1,237	▲ 2.6	1,237	9.5	1,257	3.8	1,276	15.9	536	0.4	6,050	4.6
令和6年7月		853	▲ 7.0	1,959	▲ 5.8	1,898	▲ 1.1	2,045	▲ 1.2	2,371	▲ 4.2	1,850	14.7	10,976	▲ 0.9
	うち男	389	▲ 0.3	754	▲ 4.8	706	▲ 1.8	816	1.4	1,145	▲ 1.2	1,118	9.8	4,928	0.9
	うち女	462	▲ 12.0	1,202	▲ 6.5	1,190	▲ 0.6	1,229	▲ 2.8	1,223	▲ 6.9	732	23.0	6,038	▲ 2.3
8月		781	▲ 14.7	1,971	▲ 5.2	1,852	▲ 2.5	2,010	▲ 1.8	2,286	▲ 7.0	1,708	16.7	10,608	▲ 2.3
	うち男	359	▲ 10.3	761	▲ 5.3	706	▲ 1.8	807	0.2	1,121	▲ 3.2	1,054	12.5	4,808	▲ 0.3
	うち女	420	▲ 18.3	1,208	▲ 5.3	1,144	▲ 3.0	1,202	▲ 3.1	1,162	▲ 10.4	653	23.9	5,789	▲ 4.0
9月		763	▲ 14.1	1,919	▲ 4.4	1,829	▲ 5.6	2,035	▲ 1.2	2,205	▲ 7.2	1,682	15.4	10,433	▲ 2.7
	うち男	362	▲ 4.5	727	▲ 5.7	674	▲ 3.7	763	▲ 4.9	1,044	▲ 5.0	1,045	13.3	4,615	▲ 1.2
	うち女	400	▲ 21.1	1,190	▲ 3.8	1,153	▲ 6.8	1,271	1.1	1,159	▲ 9.2	635	18.5	5,808	▲ 4.0

表-6 月別求職理由別新規求職者の状況(原数値)(常用)(新規学卒を除きパートを含む)

(人・前年同月比：%)

年月	年齢	24歳以下		25～34歳		35～44歳		45～54歳		55～64歳		65歳以上		合計	
		前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比		
令和6年7月	在職者	69	▲ 18.8	171	8.9	172	▲ 1.1	167	3.1	160	26.0	75	50.0	814	7.8
	離職者	91	▲ 15.7	235	▲ 12.0	189	▲ 8.7	257	1.2	303	▲ 11.9	372	18.1	1,447	▲ 3.2
	定年	0	-	0	-	0	-	0	-	28	▲ 9.7	44	18.9	72	5.9
	事業主都合	8	▲ 20.0	38	22.6	35	▲ 23.9	45	▲ 10.0	72	▲ 13.3	116	24.7	314	0.3
	自己都合	82	▲ 13.7	193	▲ 16.5	148	▲ 4.5	207	4.5	192	▲ 13.9	203	13.4	1,025	▲ 5.2
	自営・その他	1	▲ 66.7	4	▲ 20.0	6	0.0	5	▲ 16.7	11	57.1	9	50.0	36	9.1
	無業者等	32	▲ 5.9	23	▲ 4.2	22	▲ 31.3	31	34.8	25	66.7	29	81.3	162	12.5
	計	192	▲ 15.4	429	▲ 4.2	383	▲ 7.3	455	3.6	488	0.4	476	24.9	2,423	1.2
8月	在職者	65	▲ 23.5	158	▲ 21.8	153	▲ 19.9	188	0.0	109	▲ 18.0	64	12.3	737	▲ 13.9
	離職者	88	▲ 33.3	238	▲ 3.6	218	4.8	249	0.8	272	▲ 5.6	337	17.4	1,402	▲ 0.5
	定年	0	-	0	-	0	-	0	-	28	▲ 17.6	32	3.2	60	▲ 7.7
	事業主都合	6	0.0	28	▲ 6.7	30	▲ 3.2	32	▲ 33.3	57	▲ 8.1	106	15.2	259	▲ 3.7
	自己都合	81	▲ 35.2	208	▲ 1.9	186	6.3	213	12.7	179	▲ 3.8	185	17.1	1,052	0.7
	自営・その他	1	0.0	2	▲ 60.0	2	0.0	4	▲ 60.0	8	33.3	14	133.3	31	3.3
	無業者等	36	20.0	44	63.0	33	▲ 5.7	29	11.5	21	▲ 43.2	23	76.9	186	10.7
	計	189	▲ 23.5	440	▲ 7.6	404	▲ 6.9	466	1.1	402	▲ 12.2	424	18.8	2,325	▲ 4.4
9月	在職者	62	▲ 28.7	143	▲ 23.1	179	▲ 10.5	214	16.9	110	8.9	59	▲ 10.6	767	▲ 6.8
	離職者	101	▲ 3.8	241	7.1	238	▲ 1.7	225	▲ 4.3	274	▲ 4.9	321	9.9	1,400	0.9
	定年	0	-	0	-	0	-	0	-	23	9.5	29	0.0	52	4.0
	事業主都合	2	▲ 71.4	32	33.3	34	▲ 24.4	35	2.9	50	▲ 16.7	85	14.9	238	▲ 2.5
	自己都合	98	2.1	205	4.6	200	4.7	179	▲ 4.8	190	▲ 3.6	192	8.5	1,064	1.8
	自営・その他	1	▲ 50.0	4	▲ 20.0	4	▲ 33.3	11	▲ 15.4	11	10.0	15	25.0	46	▲ 4.2
	無業者等	30	▲ 9.1	43	0.0	32	▲ 28.9	30	▲ 11.8	19	▲ 20.8	18	▲ 25.0	172	▲ 15.3
	計	193	▲ 14.2	427	▲ 5.9	449	▲ 7.8	469	3.8	403	▲ 2.4	398	4.2	2,339	▲ 3.1

※事業主都合による離職者には、雇用期間満了、重責解雇等の離職者を含む。無業者等には離職後1年を超える者、求職理由不明の者を含む。



正社員・非正社員の職業紹介状況

福井労働局

年 月	有効求人倍率 (季節調整値)	正社員 有効求人倍率 (原数値)	有効求人数				有効求職者数 (オンライン登録者を含む)				就職件数 (オンライン自主応募を含む)			
			合計	正社員	非正社員	構成比 正社員(%)	合計	正社員	非正社員	構成比 正社員(%)	合計	正社員	非正社員	構成比 正社員(%)
令和4年9月	1.93	1.69	20,121	10,290	9,831	51.1	10,524	6,076	4,448	57.7	1,030	477	553	46.3
10月	1.90	1.68	20,135	10,296	9,839	51.1	10,568	6,137	4,431	58.1	1,055	495	560	46.9
11月	1.91	1.73	20,380	10,230	10,150	50.2	10,224	5,897	4,327	57.7	1,000	466	534	46.6
12月	1.86	1.78	19,764	9,989	9,775	50.5	9,698	5,613	4,085	57.9	890	456	434	51.2
令和5年1月	1.87	1.73	20,789	10,073	10,716	48.5	10,175	5,818	4,357	57.2	768	395	373	51.4
2月	1.80	1.65	21,478	10,230	11,248	47.6	11,082	6,212	4,870	56.1	1,165	450	715	38.6
3月	1.80	1.59	21,262	10,428	10,834	49.0	11,696	6,568	5,128	56.2	1,548	622	926	40.2
4月	1.83	1.54	20,077	10,095	9,982	50.3	11,952	6,567	5,385	54.9	1,357	591	766	43.6
5月	1.84	1.59	19,749	9,961	9,788	50.4	11,709	6,279	5,430	53.6	1,144	479	665	41.9
6月	1.80	1.60	19,647	10,121	9,526	51.5	11,639	6,319	5,320	54.3	1,121	525	596	46.8
7月	1.77	1.61	19,451	9,973	9,478	51.3	11,149	6,188	4,961	55.5	980	436	544	44.5
8月	1.78	1.60	19,142	9,998	9,144	52.2	10,934	6,239	4,695	57.1	956	462	494	48.3
9月	1.80	1.64	19,162	10,045	9,117	52.4	10,790	6,141	4,649	56.9	1,063	466	597	43.8
10月	1.79	1.63	19,548	10,176	9,372	52.1	10,884	6,236	4,648	57.3	1,107	534	573	48.2
11月	1.78	1.66	19,315	9,937	9,378	51.4	10,369	5,971	4,398	57.6	978	454	524	46.4
12月	1.76	1.70	18,929	9,700	9,229	51.2	9,816	5,702	4,114	58.1	913	408	505	44.7
令和6年1月	1.74	1.69	19,280	9,943	9,337	51.6	10,122	5,897	4,225	58.3	781	364	417	46.6
2月	1.77	1.64	20,639	10,304	10,335	49.9	10,840	6,284	4,556	58.0	1,105	449	656	40.6
3月	1.80	1.60	20,329	10,145	10,184	49.9	11,206	6,337	4,869	56.6	1,413	576	837	40.8
4月	1.78	1.53	19,126	9,830	9,296	51.4	11,717	6,429	5,288	54.9	1,133	456	677	40.2
5月	1.74	1.53	18,686	9,770	8,916	52.3	11,863	6,395	5,468	53.9	1,115	492	623	44.1
6月	1.70	1.56	18,313	9,566	8,747	52.2	11,430	6,126	5,304	53.6	1,017	427	590	42.0
7月	1.68	1.58	18,284	9,509	8,775	52.0	11,042	6,001	5,041	54.3	1,060	460	600	43.4
8月	1.75	1.62	18,298	9,582	8,716	52.4	10,659	5,909	4,750	55.4	880	376	504	42.7
9月	1.78	1.68	18,449	9,760	8,689	52.9	10,474	5,824	4,650	55.6	1,010	454	556	45.0
前年同月比(差)														(単位: %, ポイント)
令和5年9月		▲ 0.05	▲ 4.8	▲ 2.4	▲ 7.3	1.3	2.5	1.1	4.5	▲ 0.8	3.2	▲ 2.3	8.0	
10月		▲ 0.05	▲ 2.9	▲ 1.2	▲ 4.7	0.9	3.0	1.6	4.9	▲ 0.8	4.9	7.9	2.3	
11月		▲ 0.07	▲ 5.2	▲ 2.9	▲ 7.6	1.3	1.4	1.3	1.6	▲ 0.1	▲ 2.2	▲ 2.6	▲ 1.9	
12月		▲ 0.08	▲ 4.2	▲ 2.9	▲ 5.6	0.7	1.2	1.6	0.7	0.2	2.6	▲ 10.5	16.4	
令和6年1月		▲ 0.04	▲ 7.3	▲ 1.3	▲ 12.9	3.1	▲ 0.5	1.4	▲ 3.0	1.1	1.7	▲ 7.8	11.8	
2月		▲ 0.01	▲ 3.9	0.7	▲ 8.1	2.3	▲ 2.2	1.2	▲ 6.4	1.9	▲ 5.2	▲ 0.2	▲ 8.3	
3月		0.01	▲ 4.4	▲ 2.7	▲ 6.0	0.9	▲ 4.2	▲ 3.5	▲ 5.1	0.4	▲ 8.7	▲ 7.4	▲ 9.6	
4月		▲ 0.01	▲ 4.7	▲ 2.6	▲ 6.9	1.1	▲ 2.0	▲ 2.1	▲ 1.8	▲ 0.1	▲ 16.5	▲ 22.8	▲ 11.6	
5月		▲ 0.06	▲ 5.4	▲ 1.9	▲ 8.9	1.8	1.3	1.8	0.7	0.3	▲ 2.5	2.7	▲ 6.3	
6月		▲ 0.04	▲ 6.8	▲ 5.5	▲ 8.2	0.7	▲ 1.8	▲ 3.1	▲ 0.3	▲ 0.7	▲ 9.3	▲ 18.7	▲ 1.0	
7月		▲ 0.03	▲ 6.0	▲ 4.7	▲ 7.4	0.7	▲ 1.0	▲ 3.0	1.6	▲ 1.2	8.2	5.5	10.3	
8月		0.02	▲ 4.4	▲ 4.2	▲ 4.7	0.2	▲ 2.5	▲ 5.3	1.2	▲ 1.7	▲ 7.9	▲ 18.6	2.0	
9月		0.04	▲ 3.7	▲ 2.8	▲ 4.7	0.5	▲ 2.9	▲ 5.2	0.0	▲ 1.3	▲ 5.0	▲ 2.6	▲ 6.9	
全国	令和5年9月	1.29	1.02	2,456,557	1,181,614	1,274,943	48.1	1,903,315	1,163,329	739,986	61.1	97,982	40,882	57,100
	令和6年9月	1.24	1.01	2,360,602	1,157,798	1,202,804	49.0	1,902,916	1,145,450	757,466	60.2	89,810	36,255	53,555
	前年同月比(差)	—	▲ 0.01	▲ 3.9	▲ 2.0	▲ 5.7	0.9	▲ 0.0	▲ 1.5	2.4	▲ 0.9	▲ 8.3	▲ 11.3	▲ 6.2

(注) 1. 正社員有効求人倍率＝正社員有効求人数／常用フルタイム有効求職者数。なお、常用フルタイム有効求職者にはフルタイムの派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

- 「非正社員」とは、パートタイム労働者、派遣労働者、臨時・季節労働者、契約社員、準社員、嘱託等の正社員・正職員でない者である。
- 有効求人倍率(季節調整値)を除き、数値は全て原数値である。有効求人倍率、正社員有効求人倍率、有効求人数は受理地別の数値である。
- 求人数及び就職件数については前年同月比(%)、正社員有効求人倍率及び構成比について前年同月差(ポイント)である。
- 令和5年12月以前の有効求人倍率(季節調整値)は、新季節指数により改定されている。
- ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人へ直接応募した就職件数等が含まれている。

月別求職理由別新規求職者の状況

福井労働局

(人・前年同月比：%)

年 月	合計	在職者	離職者					無業者等		
			合計	定年	事業主都合	自己都合	自営・その他			
福井労働局	令和4年9月	2,413	798	1,409	66	282	1,017	44	206	
	10月	2,416	753	1,493	58	328	1,081	26	170	
	11月	2,175	752	1,274	51	212	967	44	149	
	12月	1,859	680	1,054	32	245	744	33	125	
	令和5年1月	2,766	1,041	1,552	52	336	1,116	48	173	
	2月	3,069	1,290	1,567	59	305	1,149	54	212	
	3月	2,899	1,112	1,542	54	294	1,135	59	245	
	4月	3,411	828	2,372	183	664	1,486	39	211	
	5月	2,668	814	1,663	85	349	1,195	34	191	
	6月	2,636	929	1,508	66	353	1,041	48	199	
	7月	2,394	755	1,495	68	313	1,081	33	144	
	8月	2,433	856	1,409	65	269	1,045	30	168	
	9月	2,413	823	1,387	50	244	1,045	48	203	
	10月	2,686	900	1,617	59	336	1,183	39	169	
	11月	2,146	771	1,238	46	236	918	38	137	
	12月	1,949	754	1,075	46	225	770	34	120	
	令和6年1月	2,721	978	1,592	55	365	1,139	33	151	
	2月	2,902	1,184	1,531	70	266	1,150	45	187	
	3月	2,703	1,000	1,483	66	261	1,111	45	220	
	4月	3,581	826	2,514	168	692	1,594	60	241	
	5月	2,854	827	1,788	89	441	1,218	40	239	
	6月	2,345	794	1,351	65	313	940	33	200	
	7月	2,423	814	1,447	72	314	1,025	36	162	
	8月	2,325	737	1,402	60	259	1,052	31	186	
	9月	2,339	767	1,400	52	238	1,064	46	172	
	前年同月比(差)									
	令和5年9月	0.0	3.1	▲ 1.6	▲ 24.2	▲ 13.5	2.8	9.1	▲ 1.5	
	10月	11.2	19.5	8.3	1.7	2.4	9.4	50.0	▲ 0.6	
	11月	▲ 1.3	2.5	▲ 2.8	▲ 9.8	11.3	▲ 5.1	▲ 13.6	▲ 8.1	
12月	4.8	10.9	2.0	43.8	▲ 8.2	3.5	3.0	▲ 4.0		
令和6年1月	▲ 1.6	▲ 6.1	2.6	5.8	8.6	2.1	▲ 31.3	▲ 12.7		
2月	▲ 5.4	▲ 8.2	▲ 2.3	18.6	▲ 12.8	0.1	▲ 16.7	▲ 11.8		
3月	▲ 6.8	▲ 10.1	▲ 3.8	22.2	▲ 11.2	▲ 2.1	▲ 23.7	▲ 10.2		
4月	5.0	▲ 0.2	6.0	▲ 8.2	4.2	7.3	53.8	14.2		
5月	7.0	1.6	7.5	4.7	26.4	1.9	17.6	25.1		
6月	▲ 11.0	▲ 14.5	▲ 10.4	▲ 1.5	▲ 11.3	▲ 9.7	▲ 31.3	0.5		
7月	1.2	7.8	▲ 3.2	5.9	0.3	▲ 5.2	9.1	12.5		
8月	▲ 4.4	▲ 13.9	▲ 0.5	▲ 7.7	▲ 3.7	0.7	3.3	10.7		
9月	▲ 3.1	▲ 6.8	0.9	4.0	▲ 2.5	1.8	▲ 4.2	▲ 15.3		
全国	令和5年9月	356,377	92,969	227,319	9,596	47,366	164,782	5,575	36,089	
	令和6年9月	347,669	86,543	225,433	9,820	47,157	162,643	5,813	35,693	
	前年同月比(差)	▲ 2.4	▲ 6.9	▲ 0.8	2.3	▲ 0.4	▲ 1.3	4.3	▲ 1.1	

※各数値は、常用の原数値であり、新規学卒を除きパートを含む。

事業主都合による離職者には、雇用期間満了、重責解雇等の離職者を含む。無業者等には離職後1年を超える者、求職理由不明の者を含む。